

大阪府サービス等利用計画サポートツール ～相談支援の質の向上に向けて～

平成 29 年 3 月

大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会

◆はじめに

平成 24 年 4 月より改正障害者自立支援法（現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）が施行され、基幹相談支援センターの設置や支給決定プロセスに障がい者ケアマネジメントに基づき作成されたサービス等利用計画案の提出を組み入れるなど、相談支援体制の充実強化に向けた取り組みが図られました。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）附則第 5 条による経過措置期間が終了する平成 27 年 4 月からは、全ての障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の利用申請について、サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画を作成することとなり、原則として全ての障がい児者に専門的な相談支援が実施されることとなりました。

相談支援専門員は、障がい福祉サービス等の社会資源を適切に結びつけるケアマネジメントの担い手として位置づけられており、大阪府では、相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員の養成研修を拡充するなど相談支援を担う人材の育成に取り組み、サービス等利用計画の作成数の増加を図ってきました。

今後は相談支援専門員の確保とともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るため、相談支援専門員の資質向上を目指した人材育成及び相談支援体制の充実・強化が必要と考えます。

本部会では、相談支援の質の向上を目的として、相談支援専門員自身、相談支援事業者、基幹相談支援センター、自立支援協議会、市町村、利用者本人等が、サービス等利用計画の評価を行う際の視点、しくみについて検討し、実務に役立てていただけるよう「大阪府サービス等利用計画サポートツール」を作成しました。このツールをサービス等利用計画に関わるすべての関係者に活用いただき、大阪府における質の高い相談支援の実現につながれば幸いです。

平成 29 年 3 月

大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会

【目次】

◆はじめに.....	1
第1章 サービス等利用計画に求められるもの、相談支援の質の向上について.....	3
(1) 相談支援、サービス等利用計画の果たす役割.....	3
(2) 相談支援の質の向上に資するサービス等利用計画の評価の必要性.....	6
第2章 サービス等利用計画サポートツールについて.....	13
(1) サービス等利用計画作成に当たり必要な4つの視点.....	13
(2) チェックの仕組み.....	14
(3) シートについて.....	15
◆大阪府サービス等利用計画サポートツール(Excel)	
第3章 サービス等利用計画の評価、質の向上に関する取り組み、体制整備について.....	17
(1) 評価ツールを作成、実施している市町村の取り組み.....	18
(2) 市町村自立支援協議会、事業所連絡会による質の向上の取り組み.....	20
(3) 大阪府の役割.....	27
◆参考資料.....	31
◆おわりに.....	55
◆大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会 委員名簿.....	56

第1章 サービス等利用計画に求められるもの、相談支援の質の向上について

(1) 相談支援、サービス等利用計画の果たす役割

○相談支援の果たす役割

相談支援事業とは、障がい児者一人ひとりのニーズを的確に把握して、ニーズを充足するとともに、障がい児者が自ら生活する力をつけていくこと、さらには、障がい児者が抱える個々の課題をくみ取り、地域全体で課題を共有して変えていく、という障がい児者のケアマネジメントの理念に基づいた包括的な支援です。

障がい児者やその家族が、さまざまなサービスを利用しながら、地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、相談支援専門員はあらゆる相談を受け止め、常に本人に寄り添って、「望んでいることは何か」「何を支援すればよいか」「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、障がい福祉サービス事業者等支援者及び行政機関とネットワークを構築しながら支援していくことが重要です。

また、相談支援にあたっては、利用者本人の権利擁護の視点も欠かすことができません。権利擁護は、権利が侵害された場合の事後救済を意味するものではなく、障がい児者がより豊かに自分らしく、自分の望む生活を支援することを目指すものです。指定特定相談支援事業者等においては、今後一層、権利擁護の視点をもって、利用者の支援にあたる必要があります。また、相談支援専門員がサービス担当者会議の場など障がい福祉サービス事業所等との調整にあたって、サービス提供時の配慮や創意工夫が見出せるよう促すことも大切になります。

相談支援専門員は、常に障がい児者が置かれている立場を代弁するという権利擁護の観点に立ち、障害者基本法の改正や障害者差別解消法¹の制定・施行、成年後見制度利用促進法²の制定・施行といった障がい者の権利擁護に係る国内法の整備の趣旨を十分に踏まえ、障がい者の自己決定・自己選択を支援していくことが重要です。

○サービス等利用計画の果たす役割

支給決定プロセスにサービス等利用計画の提出が位置付けられたことにより、障がい福祉サービス等を利用するすべての障がい児者に計画相談支援又は障がい児相談支援を実施することになりました。計画相談支援事業は、市町村が指定する特定相談支援事業所が実施するもので、「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」からなり、ケアマネジメントプロセスに沿って本人の意思と同意のもとに計画を作成し、その計画に沿った支援を実施し、定期的なモニタリングの実施やそれに伴う計画の見直し等を行いながら継続的に支援する一連の業務をいいます。

サービス等利用計画とは、相談支援専門員がケアマネジメント手法を活用し、障がい児者の心身の状況、生活環境やニーズを把握し、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、必

¹ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)

平成28年4月、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、施行された。障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解決に向けた具体的取り組みを求めている。

なお、大阪府では、法の施行と同時に、大阪府障がい者差別解消ガイドライン等による啓発活動と条例に基づく相談、紛争の防止・解決を車の両輪として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを進めている。

² 「成年後見制度利用促進法」(平成28年5月施行)

成年後見制度の基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、都道府県の措置(人材育成、必要な助言)や市町村の措置(国の基本計画を踏まえた計画の策定等、合議制の機関の設置)について定められた。

要な支援と解決すべき課題を踏まえて、最も適切なサービスの組合せ等について本人を主体として検討し、本人の地域での自立した生活を支えるために作成する総合的な支援計画のことであります。

相談支援専門員は、その人自身の生活を一緒に考え、「現在の困りごと」だけでなく、将来どのような生活をしていきたいか等を視野に入れた将来計画を作成することが求められるため、どのような意図でどのような支援を行っているのかを具体的に説明する力が必要です。

また、利用者本人のニーズ、家族の状況も含めた本人が置かれた環境等を客観的に把握しつつ、最適な支援につなげるため、本人の希望する生活を実現していくことを目指したサービス等利用計画案の作成など、計画相談支援の質の向上を図るとともに、基幹相談支援センター等を含めた関係機関との連携等により相談支援体制の更なる充実を図る必要があります。

○意思決定支援の在り方

相談支援専門員に求められる技能や役割については、利用者本人の幅広いニーズを把握し総合的かつ継続的なサービスの提供を確保するのみならず、社会資源の改善及び開発等にも努めること、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと等とされています。³

また、ニーズ把握、プランの提示、モニタリング時など相談支援のプロセスにおいて意思決定支援は極めて重要であることから、指定相談支援事業者等は障がい児者の意思決定の支援に配慮することが明記されました。⁴

さらに、相談支援専門員等の研修カリキュラムの中に意思決定支援のガイドラインを活用した研修を位置づけるべきとの指摘がなされる⁵等、利用者本位の相談支援の実施が求められています。こうした基本的な考え方は、市町村や相談支援事業者などの関係者が一体となって目指すべきものであり、各種研修や相談支援専門員同士の相談支援活動の相互評価などを通じて一層その運用が進められていくべきものです。すなわち、相談支援専門員は、ソーシャルワークの担い手としてそのスキルを高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや人との関係調整、生きがいや希望を見出す支援を通じて、障がい児者の自立促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けて取り組むことが望まれています。

³ 「障害者ケアガイドライン」（平成 14 年 3 月 31 日障害保健福祉部作成）、「相談支援ガイドライン」（平成 22 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）

⁴ 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成 24 年法律第 51 号）

⁵ 平成 27 年 12 月に提出された厚生労働省の審議会である社会保障審議会障害者部会の報告書

<コラム> 意思決定支援について ～相談支援専門員の先輩より～

人が、何らかの意思決定（選択）を行うには、信頼や経験にもとづいた安心、自分に合った選択肢、決定（選択）した後の不安の軽減など、さまざまな環境設定が必要です。

コミュニケーションに障がいがあれば、言葉の内容、言葉づかい、伝達手段、意思表示の方法、必要な時間、タイミング、誰が、どのように決定を求めるのかななどにも配慮が求められます。サポートにたずさわる中で、障がい児者本人に意思決定をしてもらう場合、まず求められるのは信頼関係です。しかし、信頼はすぐには築けないものです。その場合はキーパーソンとなる人や本人に近い関係者の力を借りて連携して意思決定をしてもらうことが必要かもしれません。サポートする中で意思決定のために安心できる環境を整え、その中で本人の意思を表明してもらいやすく工夫していくことは、信頼を築く第一歩となります。

また、社会的な経験から遠ざけられてきた障がい者も多いものです。その場合は、大きな選択よりも小さな選択を繰り返したり、小さな体験を少しずつ積み重ねたりしてもらうことも必要でしょう。選択肢の提示にしても、多くの選択肢を示すよりも、二つから一つを選ぶような簡単な方法からはじめてみるのもいいかもしれません。選んだ後にどんな安心が得られるか、不安がどれだけ少なくなるかを思い描ける助言が必要となるときもあります。

意思決定支援のうえで注意しなければならないのは、サポートする側が選択後の状況を取って誘導したり、障がい者本人が選ばされたと感じるように追い込んだり、家族等親しい人たちに迎合するような選択を放置したりしてしまうことです。自分も含めた本人に対する周囲の影響力や力関係を常に意識しておく必要があります。

また、サポートする側が本人の言葉や身ぶりの「肯き」や「拒否」をそのままに受け止めてしまうことにも注意が必要です。本当の気持ちは違うことだってあります。表現と意思の違いがうまく受け止めてもらえないことでストレスを抱え込んでしまうこともあります。これまでの本人の様子を振り返って、一歩引いてその人の言葉や身ぶりを受け止め直してみることも必要でしょう。

自己決定とは、自尊感情を持ちながら、自分を信頼して、周囲の人の協力を得ながらも、依存的な関係を越えて、その時々条件のもとで安心できる選択をし、自分の選択で生活の拡がりを獲得していくことです。その積み重ねによって、知らず知らずのうちに障がい児者本人が変わっていくことがエンパワメントです。サポートする側は、そのために最善の環境設定をしていく役割を負っています。

日々の相談支援活動を常に振り返りつつ、本人のストレンクス（強み）に目を向け、一緒に考えるという姿勢で、どんなに小さくても障がい児者本人が意思決定を積み重ねていけるようなサポートを心がけたいものです。

（２）相談支援の質の向上に資するサービス等利用計画の評価の必要性

○大阪府における現状と課題（本報告書の目的）

計画相談支援については、平成 27 年 3 月までを経過措置期間として市町村が必要と認めた場合に計画の提出を求めることとしていましたが、平成 27 年 4 月より全ての支給申請でサービス等利用計画の提出が必要となりました。平成 28 年 12 月末現在で大阪府では障害者総合支援法分の計画では 97.8%、児童福祉法分では 99.8%が作成済みとなり、今後は全ての児者の計画策定に向けた取り組みに加え、障がい児者一人一人のニーズに応じたきめ細かい支援を行うための計画相談の質の向上が求められています。

・平成 28 年 4 月現在、

相談支援専門員数は 1,513 人（平成 27 年 4 月 1,033 人）

相談支援事業所数は 計画相談支援が 730、障がい児相談支援が 499

と増加していますが、一事業所あたりの相談支援専門員数では 2 人に満たない状況です。

＜一事業所あたりの相談支援専門員数＞

指定特定相談支援事業所で 1.8 人（平成 27 年 1.6 人）

指定障がい児相談支援事業所で 1.9 人（平成 27 年 1.7 人）

大阪府の相談支援専門員数、相談支援事業所数は着実に増加しているものの、相談支援専門員が一人の事業所も多数あり、確実に地域においてスキルアップ、フォローアップができる仕組みの構築が必要です。

さらに、大阪府では、施設入所支援利用者の割合が全国で最も少ない一方、居宅介護及び重度訪問介護の利用割合が最も高くなっています。（国保連データ H28. 3 より）このことは、大阪府において進められてきた地域での自立生活と支援の証左でもあり、在宅で様々な障がい福祉サービスを組み合わせ生活されている方が多く、計画作成時に、相談支援専門員が様々なサービス事業所間における調整に時間を要していると推察されます。相談支援専門員が、利用者本人、家族、関係者、関係機関及びサービス管理責任者やサービス提供責任者等とサービスや支援の内容をよく調整してサービス等利用計画を作成しなければ、利用者本人のニーズに合ったサービスが提供されなくなってしまいます。

これらの状況を踏まえ、相談支援の質の向上に資するため、利用者本人が自立した地域生活を送るためのサービス等利用計画を作成できているか、地域で評価するための視点の抽出、しくみを検討してきました。（平成 28 年度 ケアマネジメント推進部会テーマ）

○相談支援の質の向上が求められる背景、国の動向

平成 27 年 4 月より全ての支給申請で計画の提出が必要となったことから、サービス等利用計画は、本人の希望に沿って、相談支援専門員が本人とともに立案する生活設計であり、本人の希望を聴き取り、その実現に向けた様々な公的サービスや社会資源（インフォーマルな支援も含め）が盛り込まれた総合的な計画として作成するものです。そのため、計画相談支援の量的な拡充のみならず、質の向上に向けた取り組みをより一層進めることが求められています。

一方、相談支援業務を担う相談支援専門員については、例えば、障がい者の高齢化や「親亡き後」

などの課題を踏まえ、障がい児者の1人ひとりのニーズに応じたきめ細かい支援を行う人材が必要ですが、介護保険制度における介護支援専門員と比較しても、人材育成が十分進んでいるとは言い難い状況です。

相談支援専門員は全国で3万人必要という試算があり（厚生労働省「相談支援の質の向上に向けた検討会」資料より）、まだ半分程度しか充足していない状況で（平成28年4月現在）計画作成に重きが置かれ本来のケアマネジメントがおざなりになり、サービス調整を主とした事務的なものになることが懸念されます。

適切な相談支援を行うことができるようになるにはかなりの実務経験が必要といった見解もあるものの、業務多忙でOJT（実地研修）も追いついていません。

相談支援の質を上げるためには、実務経験の充実と、作成された計画を評価する仕組みを導入することの他に、日々の支援業務や実践内容を自ら俯瞰し、気づきの中で自己点検していく手法も求められます。

また、社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日）においては、「相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しや指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員（仮称））の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。なお、主任相談支援専門員（仮称）の育成に当たっては、求められる支援技術、育成カリキュラム、実務経験の評価等の在り方を検討する必要がある。」等の指摘がなされています。

このため、相談支援の質の向上に向けた諸課題を整理し、今後の必要性や対応方策について検討するため、平成28年度に厚生労働省において「相談支援の質の向上に向けた検討会」が開催されています。検討会では、相談支援の質に関する主な課題について、相互に深く関連するものであるものの、以下のとおり「相談支援専門員の資質の向上に関する事項」と、「相談支援体制に関する事項」の2つに分けて議論されています。

★「相談支援専門員の資質の向上に関する事項」に関する検討内容

- 相談支援専門員の役割とキャリアパスをどのように考えるか
- 実地研修（OJT）をどのように実施し、どのように推進するか
- 指導的役割を担う人材として今後育成が予定されている「主任相談支援専門員（仮称）」の具体的な職務と活動の場をどのように考えるか
- 介護支援専門員との連携等についてどのように考えるか

★「相談支援体制に関する事項」に関する検討内容

- 市町村の役割をどのように考えるか
- 現行の制度・相談支援体制（基幹相談支援センター、障害者相談支援事業、指定特定相談支援事業者等）において、相談支援の機能分担、役割分担等をどのように考えるか
- 基幹相談支援センターと地域包括支援センター、（自立支援）協議会と地域ケア会議等の連携や利用者のニーズに応じた相談窓口の一元化等についてどのように考えるか
- 計画相談におけるモニタリング頻度などについてどのように考えるか

○セルフプランについて～利用者本人のエンパワメントの観点から

法令上、身近な地域に事業者がない場合や、障がい者又は障がい児の保護者が希望する場合に提出できるものとして、指定特定相談支援事業者や指定障がい児相談支援事業者以外の者が作成する「セルフプラン」があります。セルフプラン自体は、障がい児者のエンパワメントの観点からは望ましいものですが、一方で市町村が体制整備に向けた努力を十分にしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導することは、望ましいとは言えません。セルフプランは本人の希望に基づいて選択されるものですので、市町村が十分な説明のもと、利用者本人が真に希望しているか意向を確認することが必要です。さらに、すでにセルフプランを選択されている方であっても、市町村は利用者本人の状況を把握し、作成時から変化があった場合等必要と考えられるときは、相談支援専門員による計画相談支援等の実施についても丁寧に説明していくことが必要です。

本来、セルフプランの作成は利用者本人が自らの力で自身の生活をマネジメントすることであり、障がい児者のケアマネジメントの最終的な目標とも言えます。相談支援の実施にあたっては、利用者本人が本来もっている力（ストレングス）を引き出し、利用者本人が自分の生活を自分で作っていくという形になるような関わりが常に必要です。したがって、相談支援専門員は、利用者本人が自身のニーズに基づき十分に選択できる情報を得て自らの力で生活をマネジメントしセルフプランを作成するという可能性を視野に入れ、そのプロセスに寄り添って利用者本人をエンパワメントし、支えていくことが求められます。

<コラム> 本人中心の支援のために ～相談支援専門員の先輩より～

地域においてさまざまな福祉サービスや社会資源を利用し、地域社会から排除されることなく安心して生活をしていくことは障がい児者の権利です。日々の生活を積み重ね、いろいろな経験をし、より豊かな人生を送っていく主人公は障がい児者本人です。計画相談支援・障がい児相談支援は、その主人公である障がい児者をサポートする重要な事業です。

ですから、計画相談や障がい児相談に従事する相談支援専門員は、障がいのある本人が望み、選び、納得し、将来に想定する生活に近づき、実現していくことを何よりも大切な目的としなければなりません。時間がかかっても本人の意思を探り、引き出し、それを受け止めつつ、家族との関係や医療や福祉サービス提供者との調整を行い、障がいのある本人が一つ一つ課題を解決していけるようにサポートすることが求められます。あくまでも本人中心の計画であるということを前提に、計画は本人と一緒に作り上げてください（障がい児の場合も、保護者との信頼をとりつつ、本人の望みや意思を汲み取ることを忘れないようにしましょう）。

本人が本当に望んでいるのか？ 家族や事業者の思いや意見を押しつけていないか？ 本人のストレングス（強み）に目を向けているか？ 本人の経験や選択肢を広げていけているか？ 本人が主体的に生活を積み重ねているか？ 計画の作成にあたっては、つねにサポーターとして、専門員自身の価値観を問い直し、計画の主人公である本人と自分との関係性を見つめ直し、少しでも本人の生活が主体的にステップアップしていけるような手助けをしましょう。

計画相談支援や障がい児相談支援の評価は、本報告書（サポートツール）に盛り込まれたさまざまな視点を重視していただくのはもちろんのこと、最終的には、本人の望んだ生活が、本人の意思に沿って実現しているかどうかにあることを忘れないでください。

○評価の必要性に関する法的位置づけ

社会経済状況や障がい児者ニーズの多様化を踏まえ、本人のニーズや取り巻く環境、地域との関係性、エンパワメント等の観点からきめ細かい支援を実現するため、相談支援専門員が適切なサービス等利用計画案を作成できる能力を身につけ、さらに高めていく等、計画相談支援の質の向上が求められていることは前述のとおりですが、法律等においても評価を行い、改善を図る必要性が指摘されています。

福祉サービスの質の評価については、次のような法律に基づいて実施されており、事業者自ら質の向上に取り組むことが求められています。

【社会福祉法】

《社会福祉法における福祉サービスの質の向上のための措置等に関する規定》

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

【障害者総合支援法】

《障害者総合支援法における福祉サービスの質の向上のための措置等に関する規定（障害福祉サービス事業者・施設）》

第四十二条 指定障害者福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関、その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

【障害者総合支援法における福祉サービスの質の向上のための措置等に関する規定（相談支援事業者）】

第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定相談支援事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずること

により、相談支援の質の向上に努めなければならない。

- 3 指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準】

第二条 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

- 2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
- 5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- 6 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

○サービス等利用計画を評価する必要性

計画の質の問題に関しては、「質」の考え方の整理が必要であり、利用者本人の生きがいや、やりがいなどの評価も考慮する必要があります。

また、質の向上に向けては、相談支援専門員自らサービス等利用計画の評価や振り返りを行うだけでなく、地域全体で相談支援の充実に資する取り組みが求められている（PDCA サイクルの確立）とともに、本部会で公表した「相談支援体制における人材育成と定着支援に向けて」（平成 27 年 12 月）でまとめた身近な地域で相談支援専門員のスキルアップ、フォローアップをする仕組みの構築の一環としても、評価の取り組みが求められます。

今回、サービス等利用計画を評価の対象とした理由は次のとおりです。

- ① サービス等利用計画は、利用者本人の生活の質に直接関わっているものであり、サービス等利用計画の質の向上を通して、利用者の生活の質を向上させる必要があること。
- ② サービス等利用計画の対象が拡大しすべての障がい児者となったことで一定の質のサービス等利用計画の作成が求められていること。
- ③ サービス等利用計画に報酬が支払われていることから、当然その計画が一定の水準のものであることが求められていること。
- ④ 相談支援専門員がソーシャルワーカーとしての役割を自覚し、自らの業務内容や姿勢を向上させることが求められていること。

上記の理由をふまえると、今後、一定の質のサービス等利用計画が作成される必要があるとともに、計画の提出を受けた市町村がこれをチェックすることにより、一定の水準に達しないものについては、提出した相談支援事業者、相談支援専門員にフィードバックしてその状況を把握し、相談支援事業者と市町村が協働してより質の高いサービス等利用計画の作成の契機とする必要があります。

相談支援事業者は、利用者本人のニーズに応じた適切なサービス等利用計画を作成することが重要となります。また、計画を受け取る市町村行政窓口においては、提出されたサービス等利用計画が適切なものであるか判断するとともに、その結果を相談支援事業者や地域の関係者にフィードバックする仕組みが構築されることが大切であり、こうした仕組みは地域全体の相談支援の質の向上につながることを期待されます。

サービス等利用計画を評価する必要性を、(i)利用者本人の立場から(ii)相談支援事業者の立場から(iii)行政(市町村)の立場から(iv)地域全体の立場から考えてみます。

(日本相談支援専門員協会「サービス等利用計画評価サポートブック」より)

・(i)利用者本人の立場から【サービスを利用する立場】

サービス等利用計画は、利用者本人の生活の質に直接関わるものであり、サービス等利用計画の質の向上は利用者本人の生活の質を向上させる契機となることが考えられます。この意味で、利用者本人はサービス等利用計画の作成に積極的にかわり、その内容についてもチェックすることが求められます。そのためには、障がい福祉サービス等の幅広い情報の提供や活用できるサービス等の懇切丁寧な説明を受け、自分が望む生活を含むニーズのアセスメントをともに行い、サービス等利用計画にそった複数のサービス等の調整を踏まえて、一体的・総合的にサービスの提供を受ける必要があります。また、本人中心の支援を可能にするためには、そもそもサービス等利用計画が適切なものでなければなりません。この意味で、サービス等利用計画の評価は利用者本人自身に還元されるべきものです。

・(ii)相談支援事業者の立場から【サービスを提供する立場】

幼児期から学齢期、成人期や老年期まで、そのライフステージによって、その支援者、関係機関等がさまざまに変化していきます。サービス等利用計画は、こうしたライフステージを通して切れ目なく支援をつなぐことを可能にします。また、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、司法等の幅広い領域、フォーマル・インフォーマルと多岐にわたるため、各領域の共通言語としてこれらを適切に調整するサービス等利用計画が不可欠です。

サービス等利用計画により、それぞれの領域を超えたチームアプローチや協働による支援が可能となります。計画に基づく支援は **Plan→Do→Check→Action** というプロセスであり、この過程を通して質の高いサービスを提供できるようになります。サービス等利用計画の評価は、相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の質の向上を図るためにも必要なことです。

また、サービス等利用計画の評価は、サービス等利用計画書の評価のみならず、相談支援というサービス全体に関係するものです。このため、サービス等利用計画の評価を通じて、相談支援というサービス全体の質の向上の契機とすることが重要です。その評価結果を踏まえ、より良い相談支援というサービスの提供に向けた取り組みを行い、その上で再度評価を実施し、さらに新たな見直しを行うといった継続的な取り組みを通して事業者としても一人ひとりの相談支援専門員としても相談支援

の質を向上させていくものです。

・(iii)行政（市町村）の立場から【支給決定する立場】

サービス等利用計画は、障がい児者本人が望む生活への意思を尊重して作成するものです。従来、どのような障がい児者に、どのような種類のどのくらいの量のサービスを提供したらよいかという基準は不明確でした。

サービス等利用計画は、障がい児者の生活実態やニーズを明らかにし、それを実現するために必要なサービスの種類やその量を示したものです。この意味で、サービス等利用計画案は支給決定を含むサービス提供の根拠となるものであり、エビデンス（根拠）に基づいた支給決定及びサービス提供が行われることとなります。特に、フォーマルサービスには公費が含まれることを考えれば、市町村、都道府県、国にとって、サービス等利用計画は財政支出の根拠となるもので、その評価は、相談支援事業者の評価のみならず、市町村の支給決定に対する評価にもつながり、エビデンス（根拠）に基づいた適切な支給決定及びサービス提供が行われるためにも重要です。

また、サービス等利用計画の作成そのものにも報酬が支払われていることから、一定の質のサービス等利用計画を確保するのは行政の使命です。そのためには、相談支援事業者が提出するサービス等利用計画が一定の質を確保しているかチェックする必要があります。

・(iv)地域全体の立場から

サービス等利用計画の評価結果を蓄積することは、将来的には地域の相談支援体制の状況を確認する良い機会となりえます。すなわち、不足しているサービスや社会資源が明らかになることにより、資源の開発につながるとともに、相談支援事業者や相談支援専門員に結果がフィードバックされることで事業所内外で研修や人材育成の取り組みが進みます。

相談支援事業者、サービス提供事業者、市町村行政の連携・ネットワークが促進されたりすることにより、地域全体の相談支援の質の向上につながります。

<コラム> 「評価」とは・・・

評価とは、一般には、「物事・性質・能力などの良し悪しや美醜などを調べて価値を定めること。」（広辞苑）とされています。しかし、本報告書においては、「評価」という言葉をそのまま捉えるのではなく、利用者本人の状況がありありとイメージでき、サービスを利用することによってどのような生活像が達成されるのか、がより明確に記された具体的でわかりやすいサービス等利用計画を作成するため、相談支援専門員自身、専門職間、地域、行政など、複数の視点で内容を吟味することによりお互いより良いものにしていく、という意味を含んでいます。

利用者本人が自分の生活を自分で作っていく、そのプロセスに寄り添って利用者本人をエンパワメントし支えていく中で、サービス等利用計画を改めて見直し、相互に気づき力を高めていくために、ぜひ、「評価」を、そのままの意味ではなく、前後の内容に応じて、「チェック」、「相互確認」、「見直し」、「フォロー」、「検証」、「向上」、「点検」といった言葉に置き換えて本報告書をご活用ください。

第2章 サービス等利用計画サポートツールについて

サービス等利用計画は、相談支援専門員をはじめ利用者本人に関わる機関が、利用者本人のニーズを把握し、共通認識のもとで本人主体の生活が送れるよう支援するために必要なものです。

また、市町村は、サービス等利用計画を根拠として利用者本人の状況に沿った過不足のない適切な支給決定をすることになるため、相談支援の実践には、質の高いサービス等利用計画の作成が求められています。

サービス等利用計画の評価においては、利用者本人の生きがいや、やりがいなどの評価も考慮しつつ、行政（市町村）、相談支援事業者、関係者などが協働しながら、地域の実情に応じた仕組みを構築することが重要です。

（1）サービス等利用計画作成に当たり必要な4つの視点

- （i）利用者本人から……………本人のニーズや課題を達成するために本人ができる役割は明確か。
- （ii）相談支援事業者から……………本人のニーズ、本人が意識していない隠れたニーズを相談支援専門員がくみとり作成しているか。PDCA サイクルに基づき、計画を評価し、実践しているか。
サービス提供事業所から……………本人の目標に沿って個別支援計画を作成し、サービス提供を実践することができる計画となっているか。
- （iii）行政（市町村）から……………本人の状況に沿って必要な支援を過不足なく適切な支給決定をするための根拠となっているか。
- （iv）地域から……………本人、相談支援事業者、サービス提供事業所、市町村等の連携により地域全体で支援することにつながる計画となっているか。

相談支援専門員は、本人のニーズを把握し、福祉サービスに限定しないあらゆるサービス及びインフォーマル支援を組み立てることが求められています。また、それらをサービス等利用計画に記載することで、利用者本人及び関係者が共通認識を持ち本人主体の生活を実践することができます。計画相談支援には、相談支援専門員の専門性やアセスメント力が求められます。

前章で述べたとおり、大阪府では一事業所あたりの相談支援専門員数が、指定特定相談支援事業所で1.8人、指定障がい児相談支援事業所では1.9人となっており、相談支援専門員が複数配置されていない事業所が多数あるのが現状です。経験が少ない相談支援専門員やスーパーバイザーがいない事業所や地域も増えており、その専門性やアセスメント力をいかにフォローアップするかが、相談支援の質の向上を考えるうえで課題となっています。

その助けとなるツールとして、平成28年度大阪府ケアマネジメント推進部会では、「評価シート」、その簡易版の「チェックシート」を作成しました。

(2) チェックの仕組み

「チェックシート」「評価シート」によるサービス等利用計画のチェックの仕組みについて説明します。この節で紹介している仕組みは一例です。地域の実情に応じて活用の仕方は様々です。

1. チェックの目的

- ・相談支援専門員が利用者本人のアセスメントやニーズの把握をできているかどうか確認します。
- ・市町村担当課が、本人の状況に応じた過不足のない適切な支給決定をするため、提出されたサービス等利用計画が支給決定の根拠となっているかどうか確認します。
- ・本人がセルフプランを作成する際、市町村担当課や相談支援専門員が作成のフォローをするために活用します。
- ・計画を作成した相談支援専門員がより経験を積んでいる相談支援専門員と内容を確認し合い、スーパーバイズの機能をもたせます。
- ・本人が、計画内容をチェックして意見を述べることで、相談支援専門員へフィードバックする機会とし、本人のニーズに沿った計画及び本人に理解しやすい計画となっているか、本人と相談支援専門員が相互確認します。

2. チェックの対象

- ・新規及び更新時のサービス等利用計画（案）及び障がい児支援利用計画（案）等

3. チェック者・実施主体

- ・障がい福祉サービスを支給決定する市町村担当課
- ・基幹相談支援センター
- ・相談支援事業者
- ・相談支援専門員
- ・利用者本人

4. チェックする場

- ・自立支援協議会
- ・相談支援事業者連絡会
- ・相談支援専門員を対象とした研修
- ・相談支援事業者
- ・基幹相談支援センター
- ・市町村担当課の支給決定前
- ・相談支援専門員が計画作成する際の自己点検

<活用する場面例>

- ・市町村担当課…新規・更新の支給決定時に点検し、作成者に意見を返します。市町村担当職員が共通認識をもって支給決定するためのツールとします（職員によって判断にばらつきが生じることを回避）。
- ・自立支援協議会の専門部会（相談支援部会など）…事業者や利用者本人、市町村も交えて計画の内容の確認、各立場からのポイントを摺合せます。
- ・相談支援事業所連絡会…事例検討等研修の機会に「チェックシート」及び「評価シート」を参考にサービス等利用計画を作成してもらいます。
- ・セルフチェック…相談支援専門員が、計画作成時に、その記載内容が適切かどうか点検します。
- ・セルフプラン…市町村担当課や相談支援事業所が本人に対してセルフプランの作成支援をする際のチェックツールとします。
- ・介護ケアプラン…介護ケアプランに障がい福祉サービスを記載する際の参考とします。

<チェック結果の取扱い>

自立支援協議会や相談支援事業所連絡会、その他の研修の際、「チェックシート」や「評価シート」を参考にサービス等利用計画を作成してもらい、アンケートをとって効果測定し、課題を再点検します。

(3) シートについて

<チェックシート>

- ・計画作成にあたっての確認ポイントを要点のみ記載しています。
- ・チェック者が確認ポイントと計画を照らし合わせ、できている場合は「できていたらチェック」にチェックをします。さらに、チェック者は、「コメント」欄、「総合コメント」欄に意見を記載して、作成者にフィードバックすることができます。
- ・チェック後、計画内容を見直したかどうか振り返るため、チェック者または計画作成者が「再チェック」欄にチェックをします。

<評価シート>

- ・計画案様式の項目ごとに、「これが大切！」「具体例」「適切度とその理由」を提示しています。
- ・「これが大切！」は、利用者本人の視点、支給決定の根拠、サービス提供事業所の視点から、適切な記載内容であるかどうか確認するためのポイントとなっています。
- ・「具体例」は、「支給決定・計画作成マネジメント調査事業（みずほ情報総研株式会社）」「大阪府相談支援ハンドブック」より引用しています。
- ・「適切度」は『とても適切』、『適切』、『過不足あり』の三段階とし、視覚的にわかりやすいよう顔マークを使用しています。適切度の基準は一例です。各市町村におかれましては、「適切度とその理由」などを参考にし、各市町村で独自に設けられている基準も踏まえたうえで適切度の判断をしましょう。

※サポートツールの活用例も参考にしてみてください。

※サポートツール（Excel）のデータ及び活用例（活用例のご提案、実際の試行結果等）については、下記のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/supporttool.html>

<用語の解説>「スーパービジョン（スーパーバイズ）」

- スーパービジョン

継続した利用者支援の向上を目標に、管理・教育・支持の3機能を用いて、スーパーバイザーとスーパーバイジーが協同して課題に取り組み、またその成果を利用者支援に反映させる一連の展開を通して、ソーシャルワーカーとしての能力を高めていく過程

- スーパーバイジー

ソーシャルワーク実践の利用者に関わる直接支援者

- スーパーバイザー

スーパーバイジーの教育者としての役割を担いつつ、ソーシャルワーク実践との関係では利用者を間接的に支援

（加藤由衣「ソーシャルワーク教育におけるスーパービジョンの位置」, 福祉社会研究 8, 81-95, 2007）

- スーパービジョンの要点

①対人支援の原則を伝える、②全体像をとらえてみせる、③支援の方向性を示す、④価値や意義を指摘する、⑤実践技術を伝える、⑥問題解決を導く、⑦役割分担を示唆する、⑧関連情報を伝える、⑨限界を設定する、⑩才能を発見して強化する

（野中猛「ケアマネジメント実践のコツ」, 筒井書房, 2001）

第3章 サービス等利用計画の評価、質の向上に関する取り組み、体制整備について

サービス等利用計画の評価においては、市町村、相談支援事業所、関係者などが協働しながら、地域の実情に応じた評価の仕組みを構築することが重要です。日本相談支援専門員協会作成「サービス等利用計画評価サポートブック」において、サービス等利用計画の評価の手法について以下のとおり提案されています。

①評価対象

サービス等利用計画の有効期間中に1回は評価することが望ましいですが、市町村の規模等によって難しい場合は、規則的に対象を設定することによって複数年にわたって全事例を評価する等の方法も考えられます。また、相談支援事業所や相談支援専門員ごとに一定数を選択するなど地域の実情にあった方法を工夫する必要があります。たとえば、経験が浅い相談支援専門員や作成件数の少ない相談支援事業所の事例を優先的に評価するなどが考えられます。

②評価者

評価の実施主体は市町村であっても、実際の評価は、市町村職員自らが実施する場合、評価委員会を設置して外部有識者及び市町村職員で実施する場合、自立支援協議会の専門部会で実施する場合、基幹相談支援センターに委託して実施する場合等が考えられます。いずれの場合であっても、市町村職員が関与することが必要です。そのため、評価を行う市町村職員は一定程度相談支援の実務を理解していることが望ましいといえます。たとえば、相談支援従事者研修を修了している職員や普段から多くのサービス等利用計画を見ている職員等が加わることが望ましいです。

③評価の時期

年間計画として評価の時期を決めて行う方法が想定されます。対象者数の規模等に応じて評価間隔を設定しますが、評価結果を研修や指導に反映させるためには最低でも6か月に1回程度は実施することが適当です。

④評価の方法

設定した評価時期に対象となるサービス等利用計画の一覧を作成し、計画を抽出して評価します。評価に当たっては、「申請者の現状（基本情報）」、「サービス等利用計画」（「週間計画表」を含む）をセットで検討することが原則です。帳票だけではどうしても判断ができない場合には相談支援事業所職員に出席を求めてヒアリングをすることも考えられますが、本評価は簡易な傾向を把握することを目的としているので、事例検討会のような内容になる場合は別に機会を設けて実施するべきです。

⑤評価結果

評価結果は相談支援事業所ごとに集計する等して分析します。対象となる相談支援事業所数が少数の場合は、相談支援専門員ごとに集計する等、その後の計画作成や研修に反映できる形で分析することが望ましいです。分析結果は、可能な限り相談支援事業所、相談支援専門員にフィードバックし、

計画の質の確保に向けて自覚的に視点を強化させることが望まれます。また、評価者側でも、分析は1回限りのものとせず、その後の計画についても継続的に分析することで、視点が強化されたか確認し、フォローを行うことが重要です。

(1) 評価ツールを作成、実施している市町村の取り組み

大阪府の調査において、平成27年度にサービス等利用計画の評価を実施している市町村は下記のとおりとなっています。

取り組み	計画相談支援	障がい児相談支援
協議会、連絡会等で計画相談の評価を行うなど支援の取り組みがある	4 市町村	3 市町村

(平成28年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果(大阪府調べ)より)

以下、市町村で取り組まれている評価の取り組みについて紹介します。

【市町村における取り組み例】

① 評価ツールを作成、または評価を実施している市町村の取り組み

○ 門真市での取り組み

門真市では、特定相談支援事業所の指定時に、サービス等利用計画の作成指針として、大阪府相談支援ハンドブックと日本相談支援専門員協会のサービス等利用計画作成サポートブックを紹介しています。サービス等利用計画は支給決定根拠であるので、それに値するような計画内容の記載を依頼しています。サービス利用の理由となる状況の記載がないことも多いため、障がい福祉課で全ての計画を確認し、支給決定の決裁をとっています。障がいケース担当として地区割でケースワーカーを配置しており、新任者には指導係がついています。計画を確認する障がい福祉課のケースワーカーも、大阪府相談支援ハンドブックとサービス等利用計画作成サポートブックを基準にしています。

新規の障がい福祉サービス利用者のアセスメントは地区担当ケースワーカーが事前に行う情報提供を含めたアセスメントを計画相談支援専門員が作成し、その後地区担当ケースワーカーが計画案の記載内容のチェックを行っています。

○ 高槻市での取り組み

高槻市では、市障がい福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、社会福祉士、保健師により運営しています。障害者総合支援法分は基幹相談支援センター、児童福祉法分は子育て総合支援センターがサービス等利用計画等の記載内容をチェックし、必要に応じて相談支援専門員に内容の確認及び助言をおこなっています。経験の浅い相談支援専門員に対しては、特に手厚く実施し、支援を行っています。

計画をチェックする際の基準は、日本相談支援専門員協会のサービス等利用計画作成サポートブックの評価チェックシートを活用しています。

計画をチェックする基幹相談支援センター及び子育て総合支援センターの職員は、大阪府主催の市町村新規担当職員向け研修を受講し、スキルアップを図っています。

○岸和田市での取り組み

岸和田市では、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案を、市のサービス担当（支給決定担当）職員でチェックしています。サービス利用のため、すぐ支給決定してほしいという要望が多く、時間短縮のために、まずはサービス担当がチェックして支給決定を行い、その後、計画とモニタリングを相談担当とサービス担当でチェックしています。サービス等利用計画案に疑義があれば電話で確認し、訂正や再提出をお願いしたり、「この視点が抜けている」、など様式にコメントを書き込んでフィードバックしています。さらに、既存事業所が作成したサービス等利用計画の好事例についてなぜ良いのかのポイントを解説して提示したり、提出してもらった計画に今後確認すべき視点等にコメントをつけて返すなど、新任の相談支援専門員が計画相談を実施しやすくなるようフォローも行っています。特にモニタリング時にはじっくり時間をかけて計画を見直していて、利用者が生活全般で何か不自由等していないか、不足しているサービスはないか等確認をしています。

《PDCA サイクル》

岸和田市では、上記のような計画の評価（提出してもらった計画に市職員がコメントをつけて返す取り組み）は、平成 26 年度から実施しており、コメントの内容を次の計画作成に反映してくれる事業所が多く、徐々にコメント返しの件数は減ってきています。市が計画をきちんと見てくれてうれしい、という事業所の声もあがっており、これからも継続していく予定です。

市職員は、計画の内容について、日本相談支援専門員協会のチェックシートを用いてチェックしていますが、職員によって重視する点が異なることもあり、バラつきがあることが課題だと考えています。また、フィードバックしたコメントを市職員間で共有したり、振り返りや見直し等は出来ていないため、大阪府の研修に参加した市職員が内容を共有するなどして、できるだけばらつきがないようにしています。

○泉佐野市での取り組み

泉佐野市では、本人を中心としたサービス等利用計画作成によるケアマネジメントを推進するため、障がいのある人のニーズを的確に踏まえた計画を作成し、関係機関と連携し障害福祉サービスを提供できるように適切な支給決定にできるよう取り組んでいます。

また、特定相談支援事業所を確保し相談支援体制の充実化を図るうえで、基幹相談支援センター及び自立支援協議会の機能を充実させ総合的な相談支援を提供する体制整備に努めています。自立支援協議会ケアマネジメント部会は、テーマごとの研修やグループワーク等を毎月開催し、相談支援専門員のスキル向上や関係機関との連携が図れるよう取り組んでいます。

従前より、計画相談支援事業所へのフォローアップと良質なケアマネジメントを推進するため、基幹相談支援センターにサービス適正化機能を委託しており、サービス等利用計画案とあわせて自己確認シート（「大阪府相談支援ハンドブック」のチェックシートを一部改訂）を提出いただいたうえで、平成 28 年度よりサービス等利用計画評価表【参考資料：サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表 P43】を導入しています。

《サービス等利用計画評価表による評価の流れ》

無作為で抽出したサービス等利用計画案・計画・モニタリング報告書（各事業所で1つ、モニタリングも終了している事例）をサービス等利用計画評価チェックシートで（行政職員も評価に加わることもある）課題を可視化し、ケアマネジメント部会で結果報告し、相談支援機能の充実を図る研修等に活かしています。

《PDCA サイクル》

平成26年度以前に指定した相談支援事業所と平成27年度以降に新規で指定した相談支援事業所でグループ分けをして評価を実施しています。【参考資料：サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表 P43】これにより、結果を分析することで、平成27年度以降に指定した事業所に共通する課題が可視化されます。可視化された課題は、相談支援専門員個人の課題ではなく、泉佐野市域の地域特性と総合的視点における課題と捉え、特定の相談支援専門員に対して指導等を行うのではなく、相談支援事業所全体の「底上げ」を目的とする新規事業所向けのフォローアップ研修等の根拠として活用することでフィードバックをしています。

また、昨年度同様に相談支援専門員に自己確認シートによる自己点検を行ってもらい、本人中心とした計画作成のためのケアマネジメントを推進します。【参考資料：平成28年4月からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ P49】

（2）市町村自立支援協議会、事業所連絡会による質の向上の取り組み

障がい児者、とりわけ重度の障がい児者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、当事者、サービス事業所、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、司法、警察等の関連する分野の関係者からなる自立支援協議会を設ける等のネットワークの構築を図ることが重要であり、障害者総合支援法第89条の3に規定されています。

①事例検討会における評価の視点について

相談支援事業所の運営・相談支援専門員の活動の評価としては、以下の機能が想定されており、相談支援事業者から提出されたサービス等利用計画の評価の仕組みを考えたり、実際に、自立支援協議会を通して、サービス等利用計画を評価し、それを相談支援専門員や相談支援事業者にフィードバックし、質の高いサービス等利用計画の作成を可能とし、ひいては地域全体の相談支援の質の向上を目指す必要があります。

【自立支援協議会に期待される相談支援事業所の運営・相談支援専門員の活動の評価機能】

- ◇中立・公平性を確保する観点から評価
- ◇相談支援事業の実施状況の確認・検証
- ◇相談支援専門員の活動状況の確認・検証

○岸和田市での取り組み

岸和田市では、すべての指定相談支援事業所と市障がい者担当課、障がい児担当課が参加する自立支援協議会相談支援部会を毎月1回実施しており、事業所間のネットワークづくりの場となっています。相談支援部会では、ワーキング（主に市からの情報提供（計画の進捗状況、更新必要者数、社会資源の情報等）や課題検討）と勉強会（好事例の発表や困難事例の検討等）をそれぞれ隔月で実施し、全体のスキルアップにつなげています。

今年度の相談支援部会（勉強会）では事例検討を中心に行っており、計画の評価というよりは、相談支援専門員から好事例を収集し、皆で検討するようにしています。相談支援専門員が関わってうまくいった事例の発表、また、相談支援専門員が対応している困難事例をもちよって事例検討の場にあげ、共有することで、他事業所の相談支援専門員から様々な意見を聞き、どのように支援するのかを検討し、対応につなげています。

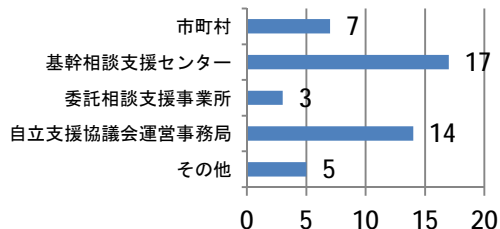
②研修における質の向上、計画の評価の取り組み

地域自立支援協議会では、サービス等利用計画作成を通して構築された連携やネットワークの発展、計画作成を通して把握された地域の課題への対応、作成された計画が公平・中立なものとなっているかの吟味、困難ケースへの対応、さらには標準的なサービス等利用計画作成のためのスキルアップ研修を行うことが期待されます。

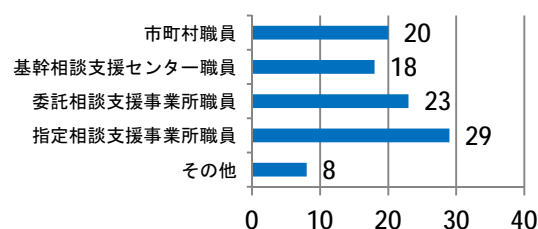
（参考）研修会や事例検討会の実施状況（平成27年度実績）

① 研修実施の有無：あり 31 市町村、なし 12 市町村

② 実施主体（複数回答有）



③ 対象者（複数回答有）



④ 実施内容

サービス等利用計画の記入方法、ケース記録の書き方・捉え方、発達障がいの理解・支援、地域移行支援、サービス等利用計画と個別支援計画の連携、触法障がいの者の支援、差別解消法、事例検討 等

（平成28年度障がい児者の相談支援に関する実施状況（大阪府調べ）より）

次に、市町村で取り組まれている研修や勉強会の具体例について紹介します。

○高槻市の取り組み

《ケアマネジメント連絡会議》

高槻市では、自立支援協議会ケアマネジメント連絡会議を開催し、指定特定及び障害児相談支援事業所はすべて参加し、地域課題、地域の体制や制度について議題としています。

また、連絡会議とは別に、相談支援事業所向けの研修を年3回シリーズで毎年実施しています。

平成 27 年度は、事例検討の仕方について研修を開催しました。

- 相談支援強化研修 3 回：テーマ「現任研修でのスーパービジョンの 1 つとしての事例検討をめぐって」専門性を高めるための事例内容と書き方を中心として
- 児童福祉・障がい福祉制度説明会：市子育て総合支援センター、障がい福祉課より説明

平成 28 年度は更に、事業所から要望があったサービス等利用計画作成にかかる研修を、大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を活用して相談支援事業所向けに開催する予定としています。

《子どもワーキング》

高槻市では、自立支援協議会子どもワーキングを設置し、相談支援事業所と必要に応じて関係機関が参加しています。平成 28 年度は、支援学校との連携をテーマにしています。

なお、児童のみの事業所連絡会も行っています。

《ケアマネジメント連絡会議の取り組み例》

頻度：月 1 回

出席者：相談支援事業所相談員

テーマ	個々の課題を地域の課題へ
実施内容	地域の課題等報告書の提出
テーマ設定の経緯	ケアマネジメント連絡会議の目的として、個々の相談事例からニーズをひろうことで、地域の課題をあげることを目指した

テーマ	児童と成人の事業所の引継ぎと情報共有
実施内容	2 つのプロジェクトチームで引継ぎ方法の検討と情報共有によるスキルアップを図る
テーマ設定の経緯	児童と成人の相談支援事業所が分かれていることから起こるデメリットの解消をする為

《子どもワーキングの取り組み例》

頻度：概ね月 1 回

出席者：障がい児相談支援事業所、児童発達支援センター、通所事業所、子育て支援センター

テーマ	障がい児相談支援事業所と通所事業所の連携について
実施内容	グループディスカッションなどを行い連携の取り方について検討
テーマ設定の経緯	計画相談と個別支援計画の支援のポイントを共有することのや役割分担が課題となったため

【参考資料：自立支援協議会のまとめ（平成 27 年度実績） P54】

○岸和田市での取り組み

勉強会では、各相談支援専門員の強みを活かして、例えば障がい種別や居宅系や施設等のサービス種別ごとの特徴等について情報交換を行い、知識を共有しています。相談支援専門員が1人の事業所には他の事業所の計画をみてもらう機会を設けるようにしています。相談支援部会は、事業所に主体性をもってもらうため、司会・進行も事業所の輪番制としています。なお、事例検討や勉強会から出てきた課題を抽出し、研修内容や取り組みに反映するようにしています。岸和田市版のサービス等利用計画の様式も、相談支援部会で議論して作成しました。【参考資料：サービス等利用計画・障害児支援利用計画岸和田市Ver等 P39】

また、市職員が障がい支援区分の認定調査に行く際に、新任の相談支援専門員に同行してもらい、相談支援専門員が行うアセスメントのフォローを行っています。

《研修会（勉強会）の取り組み例》

頻度：2か月に1回実施

出席者：市障害者支援課、市児童育成課、市保育課、市内指定特定相談支援事業所

テーマ	事例発表
実施内容	<p>好事例2ケースの紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とことん本人に寄り添う支援～3年を通してみえてきたこと～ 相談支援専門員が好ましくないと思う生活でも、利用者が希望している生活であれば寄り添い、困ったときに相談を受けられる関係作りが大切。また、相談支援専門員が必要と考える意向は、利用者が受け入れられるまでゆっくりとすすめる。 ・ケースを通して学んだこと～他機関との連携と調整～ 生活に課題が多く、多機関との連携が必要な場合、相談支援専門員は役割を整理し、各課題には各機関がサービス担当者会議で決まった方針で対応する。相談支援専門員はブレない姿勢が大切。課題を一人で抱え込まず、チームで解決していく。
テーマ設定の経緯	<p>困難ケースに対して、相談支援専門員が普段と異なる支援をすることでよい結果に繋がった事例を紹介し、他の相談支援専門員に参考にしてもらい、多角的な視点をもってもらうことを目的とした。</p>

テーマ	障害年金について
実施内容	<p>障害年金申請までの支援について</p> <p>障害年金の種類や納付要件等の基本的な制度説明や、申立書の記載方法を説明。相談支援専門員は利用者の記憶整理の支援をする。社会保険労務士等に引き継ぐ場合は、利用者の記憶と記録が異なることはよくあるため、客観的に記憶整理する。</p>
テーマ設定の経緯	<p>障害年金の申請は相談支援専門員の必須の業務ではないものの、身近な相談支援専門員が申請の支援をすることが多い。そのため、どのように記載すればいいのか、どのタイミングで社会保険労務士等に依頼すればいいのか等を、社会保険労務士の資格を持つ相談支援専門員に講義してもらうことで、スムーズな支援に繋がることを目的とした。</p>

テーマ	事例検討
実施内容	<p>新規事業所が抱える困難ケースをグループワーク形式で検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護事業所と相談支援専門員との関係作りについて 課題：障害福祉サービスの利用が、利用者主体ではなく、A 居宅介護事業所主体となっている。 解決案：支援機関全員で支援の方向性を決めることで、A 居宅介護事業所にも統一した対応をしてもらい、時間をかけて関係を作っていく。計画相談支援の役割や、他機関と連携する必要性を伝えていく など。 ・ アルツハイマー型認知症の方の独居生活の組み立てについて 課題：自宅トイレの場所も分からず、火の管理や金銭管理にも支援が必要。 解決案：在宅生活でのストレスを整理し、障害福祉サービスと介護保険サービスの併用を検討する（みなし2号）。日中活動で人との関わりを増やし認知症の進行を防ぐ。それでも独居が困難であれば認知症グループホーム等の利用を検討。今後、徘徊高齢者等見守りネットワークに登録する など。
テーマ設定の経緯	<p>新規事業所が増えるなかで、質の向上と相談支援専門員の不安解消のため、抱えている困難ケースの検討を行う。他の相談支援専門員からのアドバイスや、1人では気付きにくい視点や協力体制を確認することを目的とした。</p>

○泉佐野市での取り組み

泉佐野市では、自立支援協議会ケアマネジメント部会において基幹相談支援センターが中心となり研修を企画・実施しています。

ケアマネジメント部会参加の相談支援専門員全体研修と平成**27**年度以降に新規で開設した事業所の相談支援専門員を対象に研修を実施しています。特に、新しい相談支援専門員を対象に、「介護保険制度と障害福祉制度の違い」「支給決定の仕組み」「受給者証の見かた」「大阪府の相談支援従事者研修のフォローアップ」など、大阪府の初任者研修を受け実際の計画相談立案にあたり要望の多かった内容を中心にスキルアップ研修として全**6**回研修を実施しました。

【参考資料：H28年度ケアマネジメント部会 年間計画と実践項目 **P46**】

さらに、事業所連絡会で相談支援専門員だけでなく障害福祉サービス等事業所を対象に、本人中心支援にむけて、ストレス、本人主体、エンパワメント、リカバリー、権利擁護の**5**つのキーワードでサービス等利用計画と個別支援計画の関係を取り上げた研修を実施し、相談支援専門員とサービス事業所の双方がそれぞれの役割や計画の関係性に対する理解を深め、連携しやすくなるよう取り組んでいます。

【参考資料：泉佐野市・田尻町における計画相談支援等を推進するための取り組み **P50**】

③多角的評価が可能となる体制整備の取り組み

自立支援協議会は、障がい福祉サービスの基盤整備、サービスを提供する人材の養成等、さまざまな課題を解決するために、関係者が集まって検討する場です。自立支援協議会は障害者総合支援法が目指す「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現していくために必要です。具体化のためには、自立支援協議会に参加する関係者全員が、この目的に向け、協働して地域の支援体制を構築していくという共通認識が求められます。

(参考) 自立支援協議会等での相談支援体制の検討状況

項目	協議の場	自立支援協議会	相談支援事業所連絡会	その他	検討していない
基幹相談支援センターのあり方等、相談支援体制の充実について		34 (79.1%)	14 (32.6%)	8 (18.6%)	3 (7.0%)
計画相談支援・障がい児相談支援の推進策について		30 (69.8%)	15 (34.9%)	10 (23.3%)	1 (2.3%)
地域移行の推進策について		34 (79.1%)	3 (7.0%)	7 (16.3%)	2 (4.7%)

※相談支援体制の充実や計画相談支援等の推進策の項目において、「その他」は「担当部局内で検討」や「担当部局と基幹C及び委託事業所との協議」が挙げられた。

※地域移行の推進策の項目においては、「その他」として、「地域移行・地域定着支援会議」、「地域移行WG」、「精神障がい部会」、担当部局と基幹C及び各事業所との協議での検討が挙げられた。

(平成 28 年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果 (大阪府調べ) より)

○門真市の取り組み

門真市では、自立支援協議会の相談支援部会として門真市障がい児者相談支援連絡会を設置し、相談支援事業所、基幹相談支援センター、市障がい福祉課が集まって計画相談に関する課題、連絡調整、様々な話し合いをする場としており、8月と12月を除き、毎月実施しています。計画相談支援の事業所指定時に連絡会への参加をお願いしており、市内全ての相談支援事業所が参加しています。

門真市障がい児者相談支援連絡会三役会を8月と12月を除き毎月実施し、その中で門真市障がい児者相談支援連絡会で実施するテーマを決め、質の向上・相談支援体制強化等に取り組んでいます。

【参考資料：平成 28 年度 門真市障がい児者相談支援連絡会工程表 (案) P32】

また、平成 27 年度では、連絡会の第 1 回目において、サービス等利用計画を作成する際の注意点について市障がい福祉課から相談支援事業所へ説明会を実施し、日本相談支援専門員協会作成のサービス等利用計画作成サポートブックを紹介、解説するとともに、計画作成時に具体的に記載内容が不十分であることが多い点を指摘し、基本的な留意点等について説明を行いました。

《基本的な留意点の例》

- ・できるだけ利用者本人の言葉や表現で記載し、家族や関係機関からの情報である場合等、誰からの情報であるかわかるようにする
- ・サービス利用時間について、その根拠とした状況、必要性を記載する
- ・サービス利用に至るまでの経緯、家族構成や家族などの生活の状況を記載する
- ・サービス提供によって実現する生活の全体像について、サービスを利用することで対象者がどのような生活に変化するのか、相談支援専門員の見立てを記載する

また、将来的な事業所内での **SV** 体制構築を見据え、「1 事業所あたり相談支援専門員を1.5人配置すること」を指定時の目安として依頼しています。

○泉佐野市での取り組み

泉佐野市では新規指定の際に、相談支援の実施に関する協議の場として相談支援事業所、基幹相談支援センター、行政で構成する自立支援協議会ケアマネジメント部会があることや、基幹相談支援センターによる後方支援があることを伝えています。

また、計画の質の向上と相談支援専門員の後方支援のため、サービス等利用計画案とあわせて自己確認シート（「大阪府相談支援ハンドブック」のチェックシートを一部改訂）を提出してもらい、基幹相談支援センターで確認しています。これにより、計画作成者がポイントに沿ってセルフチェックできるとともに、基幹相談支援センターで確認することにより各相談支援専門員が抱える課題を地域課題として可視化を図り、課題の共有や計画の質の向上に向けて取り組んでいます。【参考資料：平成28年4月からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ P49】

また、必要に応じて基幹相談支援センターが情報共有会議を開催したり、計画作成に当たっての利用者の課題整理を共に行うなど、個別の状況に応じた支援を行うことで事業所の後方支援を行っています。

○岸和田市の取り組み

新規に指定を受けた相談支援事業所に対して、既存の相談支援事業所と既に共有しているサービス等利用計画を作成する上での留意点等をまとめた資料を渡すとともに、今後のフォローアップとして相談支援部会のワーキングや勉強会があることを説明し、参加を呼び掛けています。

(3) 大阪府の役割

都道府県には、相談支援従事者研修を実施して相談支援専門員を養成する役割と市町村の取り組みの実態把握や評価を行ったうえで相談支援体制づくりへの助言及び広域調整等を行うバックアップが求められています。市町村が地域の実情に応じて相談支援体制を整備し、府内の地域格差をなくしていけるような支援をしていくことが望まれます。

大阪府では、今まで相談支援専門員の養成により、各特定相談支援事業所等が十分に業務を行うことができるように、まずは相談支援専門員の「量的な確保」に積極的に取り組んできました。また、障がい者ケアマネジメントの理念に沿った質の高い計画相談支援の実施のためには、相談支援専門員の更なる支援の質の向上と基幹相談支援センター等を中心とした地域の相談支援体制づくりへの支援が大切になっています。さらには、府の役割として市町村職員への障がい者ケアマネジメントについての理解促進があげられます。サービス等利用計画（案）は支給決定の根拠となるものであり、一定の質を確保したサービス等利用計画が作成されるように、相談支援事業所に指導・助言できる市町村職員への研修等も必要です。

①利用者本人のニーズに応じた適切なサービス等利用計画作成のための相談支援専門員の支援の質の向上への取り組み

○大阪府の相談支援従事者研修事業について

大阪府の研修事業については、昨年度の本部会の報告書「相談支援体制における人材育成と定着支援に向けて」にまとめられています。サービス等利用計画の質の向上のためには、1人の相談支援専門員の負担が過剰になることがないように、十分な数の相談支援専門員の養成が必要です。そのため、大阪府では平成 25 年度より、相談支援従事者初任者研修・現任研修を指定研修事業者が実施し、毎年 1,000 名規模の新規の相談支援専門員を養成するとともに、受講者の決定に市町村推薦枠を設け、市町村が必要に応じて相談支援専門員を養成できるよう配慮しています。

大阪府の相談支援従事者研修初任者研修・現任研修（以下、それぞれを「初任者研修」「現任研修」という）で必ず履修するのが、駒澤大学の佐藤光正教授が提唱したミスポジション論に基づく 5 ピクチャーズの手法です。ミスポジション論とは、本来こうありたいという自分と現状のズレに焦点を当てて本人を理解する方法です。5 ピクチャーズとは「こうありたい自分」になるために何を必要としているかを導き出す手法です。この手法によりサービスありきに陥りがちな計画作成から、障がい者ケアマネジメントの理念に基づく本人の想いに寄り添った計画作成にすることが可能となり、支援者の共通理解が深まり本人中心の支援に繋がります。そのため演習では、5 ピクチャーズによるニーズ整理をしてからサービス等利用計画を作成するというグループワークをしています。

また、相談支援専門員が実際に支援するためには、さまざまな関係機関と連携しながら障がい特性が多岐にわたる利用者を支援することが必要です。平成 25 年度より大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて相談支援従事者専門コース別研修（以下、専門コース別研修という）を実施し、現に相談支援専門員として従事している方のスキルアップをめざしています。

専門コース別研修は（i）相談支援専門員としてのさまざまな専門的知識や支援技術を習得するための専門テーマ別コース（ii）相談支援専門員の中核となる方を養成する指導者養成コース（iii）基幹相談支援センター職員コースがあります。

専門コース別研修の実施状況については、次のとおりです。

(参考) 平成 27 年度相談支援従事者専門コース別研修実施状況

種類	コース名	修了者数
専門テーマ別コース	高次脳機能障がい支援コース	79 人
	医療的ケアコース	148 人
	地域移行・地域定着支援コース	78 人
指導者養成コース	ファシリテーターコース (現：ファシリテーションコース)	72 人
	スーパービジョン基礎コース	27 人

(参考) 平成 28 年度相談支援従事者専門コース別研修実施状況

種類	コース名	修了者数
専門テーマ別コース	障がい児支援コース	102 人
	高次脳機能障がい支援コース	41 人
	地域移行・地域定着支援コース	100 人
指導者養成コース	ファシリテーションコース	39 人
	スーパービジョン実践コース	15 人
基幹支援コース	基幹相談支援センター職員コース	(3 月実施予定)

(i) 専門テーマ別研修

大阪府では、アンケート調査等を実施して、相談支援専門員として必要な研修のニーズ把握に努めるとともに、障がい者相談支援アドバイザー（以下、「アドバイザー」という）の参加のもと研修企画会議を実施して、専門コース別研修のテーマの設定や演習方法の検討を行っています。演習では、そのテーマに応じた事例を用いてサービス等利用計画の作成を行っています。グループのメンバーが意見交換しながら、サービス等利用計画を作成することにより、今までの自らの計画作成を振り返り、新たな気づきの機会や相談支援専門員の情報交換の場ともなっています。

また、昨年度実施の研修受講者対象のフォローアップアンケートでは、研修終了後、伝達研修を行った受講者が約 60%いるなど、研修受講者本人が知識を習得するだけでなく、その知識を地域に持ち帰り、相談支援部会などで共有するという活用が見受けられました。今後も、研修受講者だけでなく、地域での研修体制の強化につながる研修内容の工夫が求められます。

(ii) 指導者養成コース

指導者養成コースは、地域自立支援協議会の活性化や、市町村での相談支援専門員の育成など「地域づくり」の核となる相談支援専門員の養成を目指して実施しています。ファシリテーションコースでは、サービス担当者会議や自立支援協議会等で関係者間の技術を引き出す「集団における問題解決の方法」「アイデア開発」「合意形成」等のファシリテーション技術をもつ人材の育成を行っています。

また、ファシリテーションコース修了者は、習得した技術を実践に活かす場として、相談支援従事者研修等の演習においてファシリテーターとして活躍することもあります。また、スーパービジョンコース（基礎・実践）は相談支援専門員としての経験年数が概ね8年以上であり相談支援従事者研修で講師や演習リーダー等を担っている相談支援専門員としての高いスキルを持った方を対象としています。到達目標としては、相談支援専門員のネットワークの構築をめざし、スーパービジョンや地域での研修企画を行い、後進の指導育成にあたることが望まれます。大阪府では、相談支援専門員が1人しか配置されていない事業所も数多くあります。このような状況で、新任や経験の浅い相談支援専門員を地域で支えていくことができるように、サービス等利用計画の作成や個別事例等に対するスーパーバイズができる人材の養成が最も大切です。

（iii）基幹相談支援センター職員研修

基幹相談支援センターは、「困難ケースなどの総合相談・専門相談」「権利擁護・虐待防止」「地域移行・地域定着」「地域の相談支援体制の強化の取り組み」の機能を果たすために設置されています。しかし、設置から間もないこともあり、市町村によってその力量に差があり、基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業（委託相談支援事業所等）、指定特定相談支援事業所等で役割分担がうまくできていない地域もあります。

そのため、平成28年度より、専門コース別研修の1つとして基幹相談支援センター職員研修を実施する予定です。初年度は「地域の相談支援体制の強化の取り組み」をテーマに行います。サービス等利用計画作成やサービス担当者会議開催のために関係者とその連携方法を学ぶ研修会を地域で開催するために、必要な研修企画のノウハウを学ぶ機会となることが望まれます。

②地域の相談支援体制強化への取り組み

（i）障がい者相談支援アドバイザーの派遣

大阪府では、平成19年度より、豊富な相談支援事業の経験やネットワークの構築のための専門的知識を有するアドバイザーを市町村に派遣する障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を実施し、各市町村の基幹相談支援センター等に対するスーパーバイズや自立支援協議会の活性化等市町村の相談支援体制の強化に対する取り組みを進めてきました。派遣内容の1つとして、市町村の相談支援専門員のネットワークである相談支援連絡会や相談支援部会の研修等への派遣があります。地域の相談支援専門員がサービス等利用計画案を持ち寄り、それについての意見交換を行い、互いに評価をするとともにアドバイザーが助言を行うという方法です。その中で、計画案の中から共通の地域課題を見出し議論が深まることがあります。市町村は自ら、地域の実情を整理しつつ障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を積極的に活用して、地域の実情に応じた相談支援体制を強化していくことが望まれます。

大阪府においては、障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を市町村が有効に活用できるように積極的に周知するとともに、アドバイザーの助言が必要な市町村に派遣していくコーディネート機能が求められます。

(ii) 大阪府自立支援協議会の取り組み

市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、大阪府としては、市町村の実態を調査等により把握し、課題を抽出するとともに、各市町村における取り組みの先行事例について市町村間で共有する機会を確保することが必要です。そのためには、先行事例を集約し、工夫点等を取りまとめて市町村に周知することに加え、市町村や基幹相談支援センター等の職員を対象に情報交換の機会を設けることが有効と考えられます。特に、基幹相談支援センターに対しては、現時点では設置されて間もないセンターが多い中、地域の相談支援の中核的役割を果たせるように、大阪府が先行事例やノウハウ等を共有する機会を創出するなどのバックアップ機能を発揮していく必要があります。

また、大阪府では、各地域自立支援協議会の運営状況や課題を共有すること、地域課題や対応策に関する情報交換により、取り組みを活性化すること、地域協議会・大阪府・障がい者相談支援アドバイザー間の「顔の見える関係」を構築すること等を目的とした「地域自立支援協議会情報交換会」（以下、「情報交換会」という）を実施しています。情報交換会では、例えば人口規模別や課題別にグループ分けを行うこと等により、普段かかわりのない地域間での交流を図るとともに、活発な情報交換を促すなど運営上の工夫をしています。

これらの取り組みを通じて、各市町村や基幹相談支援センターが、他地域の取り組みを聞き、参考としながら、それぞれの実情に応じた取り組みを推進することで、障がい者の多様なニーズに応じたきめ細やかな支援が実現できるよう働きかけていくことが必要です。

(iii) 市町村職員研修の実施

大阪府では障がい者自立相談支援センターにおいて、市町村障がい福祉担当の新任職員を対象に、市町村障がい福祉担当新任職員研修を実施しています。（大阪市・堺市除く）その中で、相談支援担当職員研修を行い、相談支援の基本姿勢、計画作成の意義を知るとともに、実際に初任者研修の演習内容を体感する演習を実施しています。この研修を実施することにより、市町村職員に相談支援の果たす役割や理念、相談支援専門員の業務を知ってもらい、「地域づくり」を官民協働で実現できる人材の育成を目指しています。

◆参考資料

<目次>

市町村等で実施する質の向上に関する取り組み例

- (1) 門真市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P32
 - ①平成 28 年度門真市障がい児者相談支援連絡会 工程表 (案)
 - ②サービス等利用計画相談のご案内

- (2) 岸和田市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P39
 - ① サービス等利用計画・障害児支援利用計画岸和田市V e r 等

- (3) 泉佐野市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P43
 - ① サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表
 - ② 平成 28 年度ケアマネジメント部会 年間計画と実践項目
 - ③ 平成 28 年度泉佐野市・田尻町自立支援協議会企画書
 - ④ 平成 28 年 4 月からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ
 - ⑤ 泉佐野市・田尻町における計画相談支援等を推進するための取り組み

- (4) 高槻市での取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P51
 - ① 自立支援協議会 (ケアマネジメント会議) 平成 27 年度の取り組み報告
 - ② 自立支援協議会のまとめ (平成 27 年度実績)

(1) 門真市での取り組み

①平成 28 年度門真市障がい児者相談支援連絡会 工程表 (案)

門真市相談支援連絡会 工程表【案】

2015 年

2016 年

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
業務	モニタリング期間の基準 M	△課題の確認 (羅列のみ)	●課題の協議	△案提示 (提示のみ)	M△案における課題確認 (羅列のみ)	●案協議案の決定	実施		M	●新しい課題 整理	●課題解決について協議	報告	
	障害支援区分、主治医意見書の開示方法	工程の確認	●協議	△案提示案確定								報告	
	モニタリング時の事業所よりの情報提供のあり方	工程の確認		M	△課題の確認 (羅列のみ)	●協議	●方法案の協議	周知	周知	実施		報告	
	事業所と計画相談の情報提供のあり方	工程の確認			M	△課題の確認 (羅列のみ)	●協議	●方法案作成案の確定	周知	周知	実施	報告	
	業務の効率化について	工程の確認	M	△課題の確認 (羅列のみ)	●協議	△中間整理書 (提示のみ)	△課題の確認 (羅列のみ)	△課題の確認 (羅列のみ)	●今後の方向性 手法の確認	●効率化案の 作成	●効率化決定 翌年度実施	報告	

周知	サービス等利用計画の説明資料作成	●協議	△案提示 (提示のみ)	●案の決定 配布開始			M	△課題の確認 (羅列のみ)	●報告・修正 協議	△修正案提示 (提示のみ)	●案の決定 配布開始	報告	
	相談支援事業所案内パンフレット	工程の確認	●協議	△案提示 (提示のみ)	△案の決定 配布開始								
	教育機関への周知連携	工程の確認	●協議	△方法案 (提示のみ)	●方法案協議	●方法案修正 実施	周知	周知	周知	周知	周知	報告	
	高齢施策への周知連携	工程の確認					M	●協議	△方法案作成 (提示のみ)	△案の決定 実施	周知	報告	
	医療機関への周知連携	工程の確認					M	●協議	△方法案 (提示のみ)	△案の決定 実施	周知	報告	
	生活保護課への周知連携	工程の確認					M	●協議	案提示 (提示のみ)	△案決定 実施	周知	報告	
	障害福祉サービス事業所への周知連携	工程の確認	M	●協議	△方法案提示 (提示のみ)	●案の決定 実施	周知	周知	周知	周知	●新しい課題 整理	△案作成 (提示のみ)	決定 翌年度実施

当会のあり方	事例検討について	●協議	△要綱案 (提示のみ)	△案の決定 事例検討開始	要綱に沿って 定期開催	要綱に沿って 定期開催	要綱に沿って 定期開催	要綱に沿って 定期開催	要綱に沿って 定期開催	要綱に沿って 定期開催	要綱に沿って 定期開催	要綱に沿って 定期開催	報告	
	会議管理・事務局	●今年度の会の進め方について			●進捗状況の確認・新しい課題の確認・工程用修正				●進捗状況の確認・新しい課題の確認・工程表修正		M	●来年度の方向性について	●まとめの報告 次年度の課題について	●当年度会の進め方について

●は重点協議 △は事前にメールにて調整しておき確認・決定のみを行うもの。

M: メールにて案や課題を募集する。

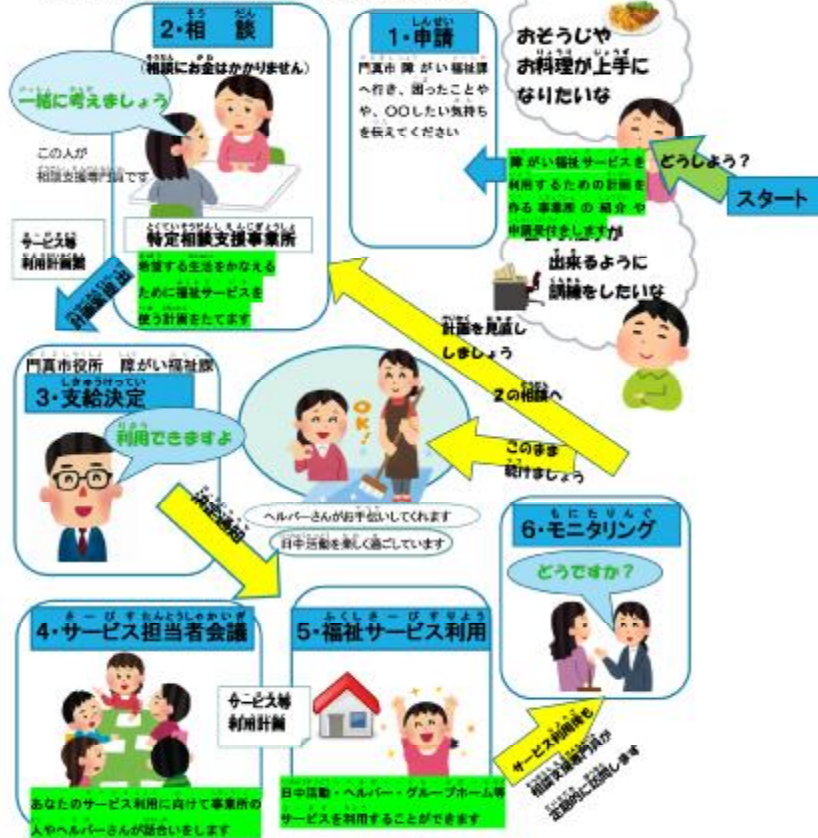
②サービス等利用計画相談のご案内

サービス等利用計画 相談のご案内



サービス等利用計画が 計画支援相談の流れ～サービス等利用計画ができるまで～

～計画支援相談とは、本人の望む生活をかなえていくためのものです～



ことば せつめい 言葉の説明

① サービス等利用計画・相談ってなに？



障がいを持つ人の希望や生活をかなえるために福祉のサービスを使って日々の生活の計画を立てることで、相談したいと思ったら、市で決められた相談事業所に行って、困っていることや悩み、希望する事をお話ください。専門の相談支援専門員がお話を聞いて貴方に合った計画を立てその計画書を市役所に申請します。相談の費用はかかりません。

② 申請・支給決定



市役所の障がい福祉課の人たちがサービス等利用計画書の検討をし「この福祉サービスを、この期間で利用してください」と決定が出ます。利用したい事業所を見に行ったり体験したりして、自分に合う所をさがして契約をします。

③ サービス担当者会議ってなに？



あなたのサービス等利用計画を作成してくれた相談支援専門員の人や、事業所の人たちと一緒に、あなたが利用するサービスの内容を確認したり、これからどのように過ごしていきたいか話し合いをします。

④ 福祉サービス利用



ヘルパーさんに来てもらって買い物に行ったり、お掃除を手伝ってもらったり、さまざまな日中活動、グループホームの利用等ができます。

⑤ モニタリング



一定の期間サービスを利用して、サービス等利用計画の内容があなたに合っているのか、他に違う事がしたいことがあるのか等、計画の見直しをすることです。満足であればそのまま次のモニタリングまで同じサービスを利用します。



サービス等利用計画のメリット



- ◆ 指定特定相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- ◆ 一つの計画を基に関係機関が情報を共有するので、一体的な支援を受けることができます。
- ◆ 本人の目標に基づく計画を作成することで、本人のニーズに合った支給決定を受けることができます。



門真市に在住している方のサービス等利用計画作成を実施している指定特定相談支援事業所

事業所名	住所	電話	担当
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>市内の事業者をご紹介しております。</p> </div>			

～相談支援の充実～ サービス等利用計画の作成

平成24年4月、障がい者自立支援法・児童福祉法の一部改正（現障がい者総合支援法）により、障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用するすべての利用者の方にサービス等利用計画を作成することとなりました。

サービス等利用計画とはどんな計画？

サービス利用者の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために作成するものです。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

サービス等利用計画を作る人は？

市が指定する「指定特定相談支援事業者」・「指定障がい児相談支援事業者」が作成します。門真市では事業者一覧名簿を作成しておりますので、そちらを参考に選択してください。

また、事業者に代わり、利用者本人もしくは、家族等が作成することもできます。（セルフケアプラン）

計画作成にかかる費用は？

利用者の方が負担する費用はありません。計画を作成した「指定特定相談支援事業者」・「指定障がい児相談支援事業者」に対しては、門真市から報酬が支払われます。セルフケアプランの場合は、作成者に対して報酬は支払われません。

個別支援計画との違いは？

サービス等利用計画は、指定特定相談支援事業者が作成する計画で、自立した生活をするために、どのようなサービスをどんな目的で利用するかを記した総合的なプランです。個別支援計画は、サービス提供事業者（通所施設や居宅介護事業者など）が、サービスごとに、どんな支援をするのかを記したプランです。

計画を作っていないとどうなる？

計画が作られていなくても現在受けているサービスは利用できますが、原則として、全てのサービス利用者は計画の作成をすることとされています。

門真市では全てのサービス利用者計画が作成できるよう、事業者の整備等を行っております。より適切な支援を受けていただくために計画作成のご理解と、作成への協力を宜しくお願い致します。

♪サービス等利用計画のメリット♪

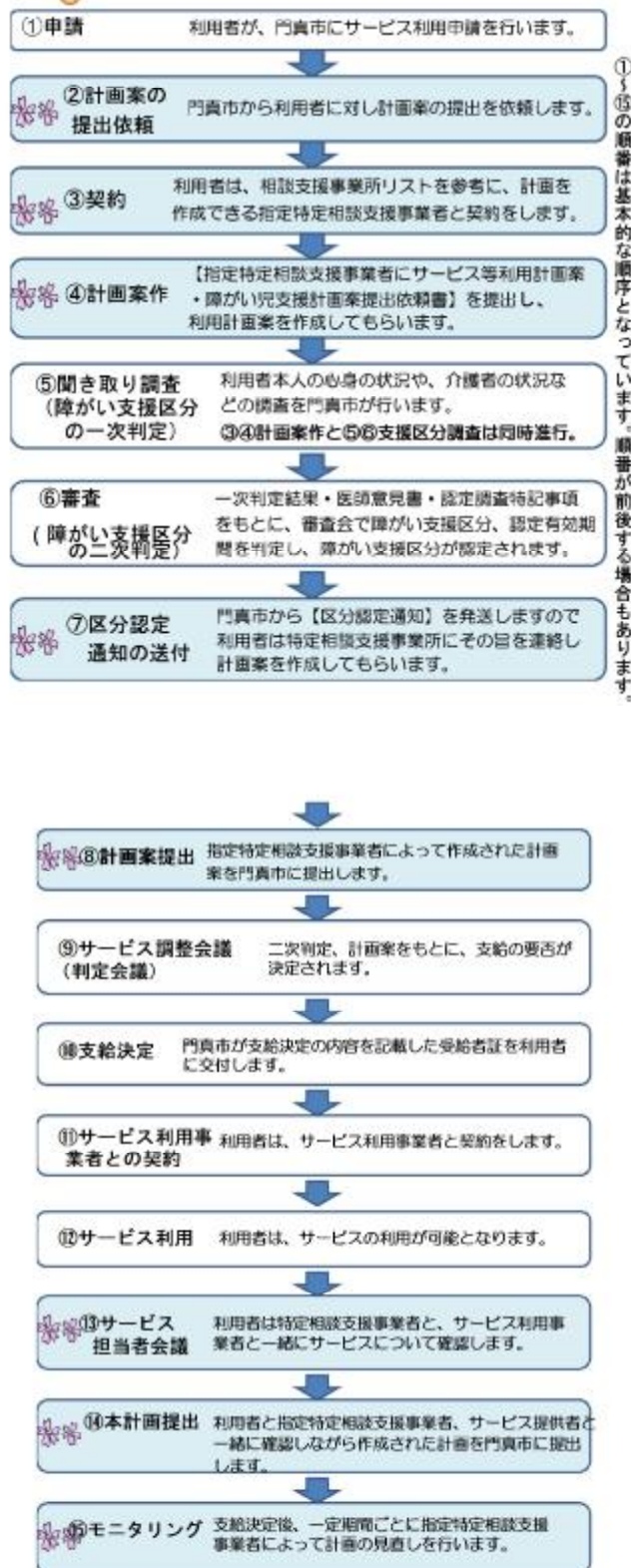
- 指定特定相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- 一つの計画を基に関係機関が情報を共有するので、一体的な支援を受けることができます。
- 本人の目標に基づく計画を作成することで、本人のニーズに合った支給決定を受けることができます。

○門真市に在住している方のサービス等利用計画 作成を実施している指定特定相談支援事業所

事業者名	位	所	電	話	担	当
市内の事業者をご紹介します。						

障がい福祉サービス利用の流れ

※が計画作成に伴って追加された手続きです。



～相談支援の充実～

障がい児支援利用計画の作成

平成24年4月、障害者自立支援法(現障害者総合支援法)・児童福祉法の一部改正により、障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用するすべての児童に障がい児支援利用計画を作成することとなりました。

障がい児支援利用計画とはどんな計画？

サービスを利用する児童の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために作成するものです。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

個別支援計画との違いは？

障がい児支援利用計画は、指定障がい児相談支援事業者が作成する計画で、適切な療育の為に、どのようなサービスをどんな目的で利用するかを記した総合的なプランです。一方、個別支援計画とは、サービス提供事業者(通所施設や居宅介護事業者など)が、サービスごとに、どんな支援をするかを記したプランです。

障がい児支援利用計画を作る人は？

市が指定する「指定障がい児相談支援事業者」が作成します。門真市では事業者一覧名簿を作成しておりますので、そちらを参考に選択してください。

計画作成にかかる費用は？

利用する児童が負担する費用はありません。計画を作成した「指定障がい児相談支援事業者」に対しては、門真市から報酬が支払われます。

障がい児支援利用計画を作っていないとどうなる？

計画が作られていなくても現在受けているサービスは利用できますが、原則として、全てのサービスを利用する児童が計画の作成をすることとされています。

市では全てのサービスを利用する児童に作成していただけるよう、事業者の整備等を行っております。より適切な支援を受けていただくためにも、ぜひ作成をお願いします。



♪障がい児支援利用計画のメリット



指定障がい児相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。



一つの計画を基に関係機関が情報を共有するので、一体的な支援を受けることができます。



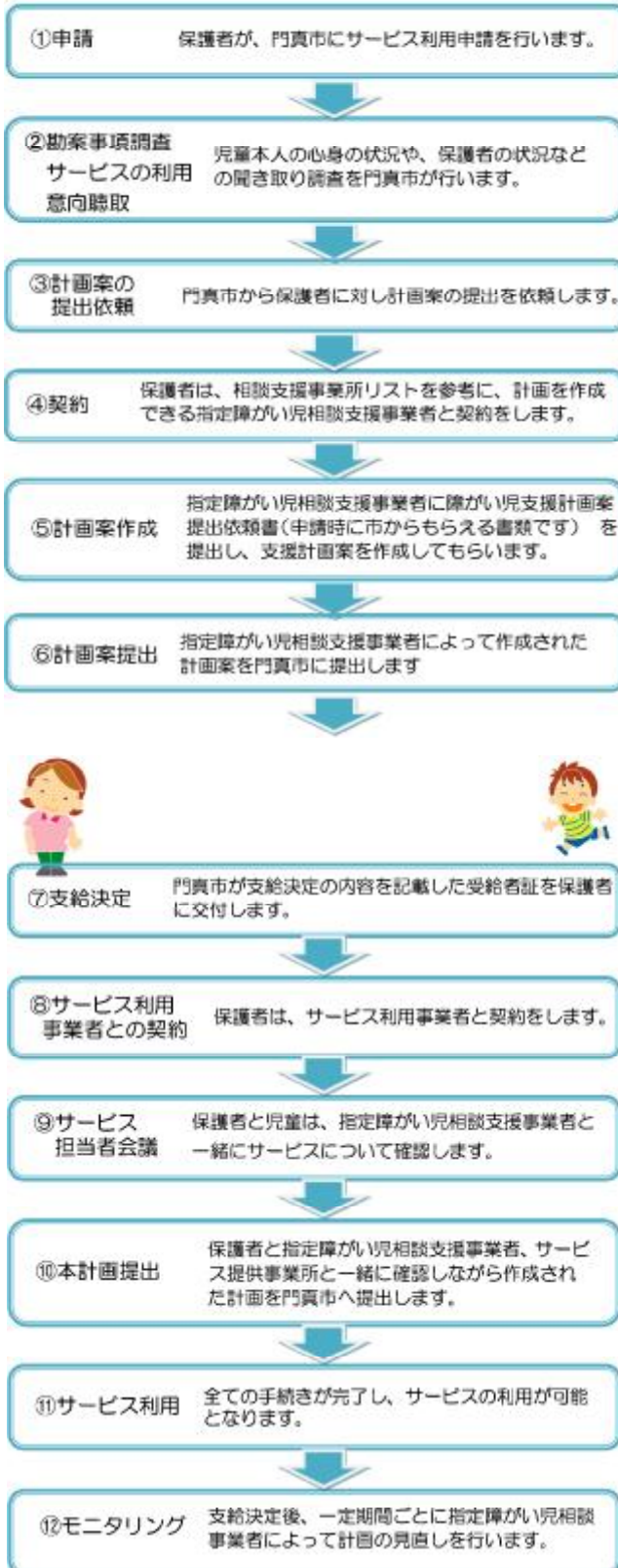
児童の目標に基づく計画を作成することで、児童、保護者のニーズに適った支給決定を受けることができます。

○門真市に在住する児童の障がい児支援利用計画作成を実施している指定障がい児相談支援事業者

事業所名	住所	電話	担当
市内の事業者をご紹介されています。			



障がい児通所支援利用の流れ



①～⑫の順番は基本的な順序となっております。順番が前後する場合があります。



(2) 岸和田市での取り組み

① サービス等利用計画・障がい児支援利用計画岸和田市Ver

岸和田市版 計画書様式の作成

- ・ 同じ内容を何度も記載する部分がある
- ・ 利用者が見やすい様式にできないか
- ・ 確認して記載しておく方がいい項目もある

等の意見が部会で挙がる。より一層誰にとっても“わかりやすい計画書”の作成が出来るよう、計画案、計画、モニタリング報告書の岸和田市版の計画様式を作成することになった。

24

計画案（一部を変更）

										別紙1		
～利用者の現状（基本情報）～										(新規 ・ 継続)	岸和田市Ver	
作成日	平成	年	月	日	相談支援事業者名					計画案作成担当者		
1. 利用者の状況												
氏名					生年月日(歳)	MT SH	年	月	日	歳	性別	男・女
住所	岸和田市 町					電話番号(自宅)						
	[持家・借家・グループ・入所施設・医療機関・その他(電話番号(携帯)						
学校名(児童の場合に記載)						学年					小・中・高()年生	
障害年金の有無	無・1級・2級・3級				障害(程度)区分	無・1・2・3・4・5・6				FAX番号		
生活保護受給の有無	有(CW)・無				金銭管理	管理・日常生活自立支援事業・その他()				介護度	非該当・支援1・2・介護1・2・3・4・5	
障害または疾患名	身【1/2/3/4/5/6/7級】(肢/聴/視/心/腎/直/小/ほ/言/平)・知【A/B1/B2】・精【1/2/3級】(疾患名:)											
医療機関(現在通院している病院がある・ない)、注意事項等												
①()	病院【	科】…主治医	Dr.	疾患名								()回/()週のパースで通院中
②()	病院【	科】…主治医	Dr.	疾患名								()回/()週のパースで通院中
③()	病院【	科】…主治医	Dr.	疾患名								()回/()週のパースで通院中


25

計画案（一部を変更）

2. キーパーソンの状況

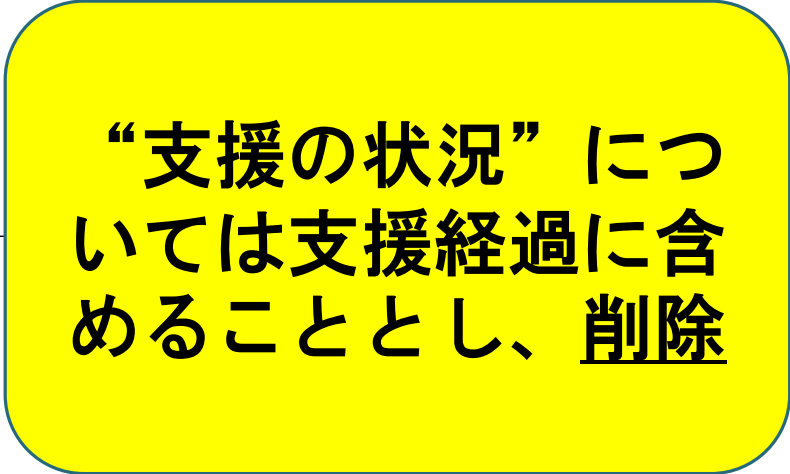
キーパーソン名(候補)	()	住所	連絡先
-------------	-----	----	-----

3. 支援の状況及び生活の状況

【家族構成】(キーパーソン=K)	【社会関係図】
 <p>Oで囲まれた部分を 追加</p>	

26

計画案（一部を変更）

生活歴（これまでの経過）	
 <p>“支援の状況”については支援経過に含めることとし、削除</p>	
支援経過・現状と課題	
【本人の希望】	【家族の希望】

27

計画案 様式 1-1 (一部変更)

様式1-1 岸和田市Ver. >
作成日 (平成 年 月 日)

①=更新月 (モニタリング実施月+計画案作成月) ②=モニタリング実施予定月

モニタリング開始予定 (希望) 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(理由)
-------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	------

利用者同意署名欄

希望する生活

利用者
家族

総合的な援助の方針

長期目標
短期目標

優先順位	本人のニーズ	支援目標	福祉サービス等			本人の役割	評価時期	その他留意事項
			内容	時間帯・曜日・頻度など	月間合計 (時間)			
1								
3								

モニタリングの月がわかりやすい様に視覚化

各内容が記載しやすいよう、分けて記載できる欄を設けた。

28

本計画 様式 2-1 (一部変更)

様式2-1 岸和田市Ver. >
作成日 (平成 年 月 日)

①=モニタリング実施月、②=更新月 (モニタリング実施月+計画案作成月) ③=2年目以降のモニタリング実施予定月

モニタリング実施予定月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
-------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	--

利用者同意署名欄

希望する生活

利用者
家族

総合的な援助の方針

長期目標
短期目標

優先順位	本人のニーズ	支援目標	福祉サービス等			本人の役割	評価時期	その他留意事項
			内容・時間帯・曜日・頻度など	月間合計 (時間)	提供事業者名 (担当者名・電話)			
1								
2								
3								

計画案同様に、モニタリングの月を視覚化

福祉サービスの状況をわかりやすく記載できるよう記載欄を設けた。

29

モニタリング報告書（一部変更）

モニタリング報告書（継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助） <様式3-1 岸和田市Ver. >

利用者氏名（児童氏名）	計画作成日	モニタリング実施日
相談支援事業所名 / 担当者		利用者同意署名欄
総合的な援助の方針		全体の状況（総合評価及び相談支援員の提案）

**利用事業所がすぐわかるよう記載欄を追加
相談支援専門員の評価を記載欄を追加**

優先順位	支援目標	利用サービス名 事業所名	サービス提供状況 からの聞き取り	本人の感想 達成度	相談支援専門員の評価 本人変化・気づいた点	解決方法	サービス及び計画 変更の必要性			その他留意事項
							種類	量	通関 計画	
1							有・無	有・無	有・無	
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	

30

具体的な取り組みについて （H27年度）

H27年 実施月	勉強会内容
4月	H27年度からの変更点について 障害者支援課、児童育成課より説明
6月	地域移行支援について 相談支援事業所より説明
8月	高次脳機能障害の基礎知識と地域での支援 講師 市内病院OT
10月	グループワーク（相談員が抱える困難事例） 5グループに分かれ支援方法について検討 （市職員＋専門員混在グループ）市の新任職員も数名参加
12月	情報交換会（早朝支援、医的ケア、GHの空き等） 実際に対応で困っている課題を部会で検討
2月	（予定）人格障害とは～特徴と支援方法について～ （予定）講師 大阪府こころの健康総合センター 医師

31

(3) 泉佐野市での取り組み

① サービス等利用計画チェックシート・サービス等利用計画評価表

サービス等利用計画の評価実施による相談支援の質の向上について

■ 相談支援の質の向上及び評価チェックシートの目的

障害者総合支援法では、障害のある人のニーズを的確に踏まえ、ご本人を中心としたサービス等利用計画を作成し、必要なモニタリングを実施することによって、良質なケアマネジメントの推進を図っていくことが求められています(泉佐野市では、第3次障害者計画及び第4期障害福祉計画に施策として位置づけ)。本市では、「泉佐野市・田尻町基幹相談支援センター あいと」に、サービス等利用計画の評価を委託することなどにより、相談支援の質の向上を図っています。評価の手法については、日本相談支援専門員協会が発行した『サービス等利用計画評価サポートブック』を参考にしています。

「サービス等利用計画」が、ケアマネジメントプロセスを踏まえたうえで障害者の地域生活支援の一層の推進に向けて、「利用者に寄り添い、希望する生活を実現する手助けをする計画」として一定の質を確保できているか、粗製乱造に陥っていないか、相談支援事業者は常に自己チェックを行う必要性と、あわせて、相談支援体制の整備を進める行政・自立支援協議会も総合的な視点から計画を評価し、よりよい計画を作成できるよう事業者に助言・指導する必要性から、サービス等利用計画が円滑に作成され、また、その計画の水準を一定に保つことができるよう、相談支援事業者、行政・自立支援協議会がそれぞれの立場から計画を評価するための具体的な指標、評価内容、体制等を提示することを目的にこのシートを活用いたします。

■ 評価チェックシート活用の視点

「サービス等利用計画」は、障害者の現在の生活の状況等に関する基本情報や個別のアセスメントから導き出された一つ一つの生活課題(ニーズ)を解決し、「こうやって生活したい」「こんなことをやってみたい」という利用者が希望する生活を実現していくために、具体的な手段を示しながら一歩ずつ解決していくための計画を表したものです。相談支援事業所及び相談支援専門員の方におかれましては、大阪府障がい者自立支援協議会作成の『大阪府相談支援ガイドライン』及び『大阪府相談支援ハンドブック』、並びに日本相談支援専門員協会作成の『サービス等利用計画作成サポートブック』と併せて、『サービス等利用計画評価サポートブック』をご参照いただき、ケアマネジメントの理念、理論、技術等を考慮し計画を作成してください。

■ ファイル操作上の留意点

「評価チェックシート」のピンクで網掛けをしたセルを入力してください。「評価チェックシート」の入力が完了すると「チェック結果シート」に自動的に数値等が入ります。

はじめに「評価チェックシート」の利用者氏名、計画作成者、事業所名、評価日を入力してください。「チェック結果シート」にはこれらの情報は自動的に反映されます。

チェック項目ごとに、チェックポイントを読みながらサービス等利用計画案を評価し、1～4のいずれかの数字を入力してください。(4:とてもわかりやすい 3:わかりやすい 2:わかりにくい 1:わからない・書面だけでは評価不可能)

評価欄のセルには、1～4の数値しか入力できません。1～4以外を入力してReturn keyを押した場合、エラーが出ます。

次の場合は計算不能となりますので、「チェック結果シート」が正しく表示されません。

- *シート名を変更した場合
- *シート・行・列を挿入・削除した場合。
- *未回答箇所がある場合。

通常のエクセルシートと同じですので、評価途中で保存すれば、その状態で保存されます。再開して全評価欄入力すると結果が表示されます。(セキュリティの関係でスコアが出ないときはオプションをクリックしてコンテンツを有効に切り替えてください)

■ このシートの具体的活用法

このシートは、厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業「サービス等利用計画の評価指標に関する調査研究事業」の一環として日本相談支援専門員協会が作成した、『サービス等利用計画評価サポートブック』に掲載されている「サービス等利用計画評価チェックシート」を一部改編しています。

● 特定相談支援事業所のサービス等利用計画の新規及び更新作成時に、基幹相談支援センターあいと(以下「あいと」という。)は、その作成した記載に基づき評価を行います。具体的には、①計画案、②計画、③モニタリング報告書を提出時に、評価チェックシートに基づき評価を行います。あいととは、その結果(評価表と評価チェックシート)を、行政に提出するとともに、特定相談支援事業所にフィードバックします。

● 行政とあいととは、共同して、評価内容に基づいて、地域の相談支援の強みと弱みを現状分析し、泉佐野市及び田尻町の相談支援の質の向上を図るにあたって必要な研修内容について協議し、その案を自立支援協議会に提出します。

● 協議会の意見を踏まえたうえで、必要な研修を適宜実施します。

● 行政は、障害者総合支援法の規定に基づき、事業所への指導監査を行います。泉佐野市及び田尻町において指定されている事業所におきましては、この相談支援の質の向上の取り組みに積極的に参加いただくことにより、当該指導監査項目上のプラス評価を受けることが可能となります。

● 特定相談支援事業所の選択は、これを必要とする当事者の方の自由ですが、あいとが当事者の方からの当該事業所選択の相談に応じる際の参考資料の一部とします。

		サービス等利用計画評価チェックシート			
利用者氏名:		市町名:		市町名:	
相談支援専門員名:		チェック機関:		チェック機関:	京浜野市 田原町基幹相談支援センター ぬいど
事業所名:		評価日:		評価日:	
チェック項目	チェックポイント	計画チェック箇所	評価		
1 エンパワメント、アドボカシーの視点					
(1) 本人の思い・希望の尊重	●「こうやって生活したい」「こんなことをやってみたい」という本人の思い・願いができるだけ具体的な言葉を使って表現されているか。 ●これを踏まえて本人が希望する生活の全体像が記載されているか。 ●本人の意向を汲み取ることが難しい場合、本人の意思伝達・意思確認手段がきちんと記載されているか。	1-①②③④⑥ 2-④			
(2) 本人の強み(ストレンクス)への着眼	●本人が持っている力、強み、できること等が、潜在的なものも含めて評価され、前向きな言葉や表現で記載されているか。 ●「…できない」といったマイナスの言葉、表現で埋め尽くされていないか。	1-①⑥⑩⑬ 5-①④⑤			
(3) 本人が行うことの明確化	●「できる」という言葉や表現を使い、障害特性も考慮し、わかりやすく工夫された表現、本人の意欲を高め自分のこととして捉えられるような表現で記載されているか。	1-⑩			
(4) 本人にとっての分かりやすさ	●できるだけ本人の言葉や表現を使い、障害特性も考慮し、わかりやすく工夫された表現、本人の意欲を高め自分のこととして捉えられるような表現で記載されているか。	全ての項目(特に、1-①②③④⑥⑦)			
(5) 目標設定の妥当性と権利擁護	●本人の権利を擁護し、本人が試行錯誤して時には失敗から学ぶこと(トライアンドエラー)も視野に入れ、段階的に達成可能(スモールステップ)で本人の意欲を高めることができる具体的な目標が記載されているか。 ●単なる努力目標、実効性や本人のペースを無視した過度な負担が生じる目標、達成困難な目標が記載されていないか。 ●単なるサービス内容が目標として記載されていないか。	1-①～⑧⑫ 2-④			
2 総合的な生活支援の視点					
(1) 目指す生活の全体像の明示	●最終的に到達すべき方向性、サービス提供によって実現する、本人が希望する生活の全体像が、総合的かつ具体的に記載されているか。(生活者に対する「総合支援」計画と読み取れるか)	2-④			
(2) 障害福祉サービス利用に限定しない生活全体の考慮	●生活する上でサービスの利用の必要性がない課題(ニーズ)についても網羅し、単にサービスを利用するためではなく、本人が希望する生活を実現するための課題を記載しているか。	1-⑥ 2-②			
(3) 障害福祉以外のサービスやインフォーマルな支援の有無	●障害福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労、住宅、司法等の幅広い領域のサービス、及び公的支援(障害福祉サービス等)だけでなく、その他の支援(インフォーマルサービス)が、本人ニーズに基づき、必要に応じて記載されているか。 ●記載されていない場合、その理由が明確にされているか。	1-⑨⑩⑬ 2-①②③ 6-②③			
(4) 1週間、1日の生活の流れの考慮	●週間計画表の1週間、1日の生活の流れをみて、望む生活を可能とする支援(障害福祉サービス以外を含む)が網羅され、総合的に生活全体をイメージできる記載になっているか。 ●本人による活動、家族による支援等も記載されているか。	2-①②③			
(5) ライフステージや将来像の意識	●乳幼児期・学齢期・成人期それぞれのステージ間に切れ目がなく、これまでの支援方針や各種計画(保育の計画、個別的教育支援計画等)が活かされ、次のステージに向けたトータルプランとなっているか。 ●単に過去のものを引き継ぐのではなく、将来を見通した総合的な計画になっているか。	1-①②③④			
3 連携・チーム支援の視点					
(1) 支援の方向性の明確化と共有	●支援に関わる関係機関等が共通の理解をもっており取り組めるよう、支援の方向性が、明確、かつ、具体的に記載されているか。 ●解決すべき課題、支援目標、達成時期、サービス提供内容、本人の役割、評価時期等に整合性を持たせて記載されているか。	1-①～⑬ 2-①②③④			
(2) 役割分担の明確化	●相談支援専門員が多くの問題を一人で抱え込まずに、支援に関わる関係機関それぞれに役割を分担し、連携した取り組みができるよう、その内容が具体的に記載されているか。(チームによる「総合支援」計画と読み取れるか) ●関係機関が見て、自分の役割が分かりやすく体系的に記載されているか。相互連携のための連絡網も記載されているか。	1-⑨⑩⑬ 2-①③			
(3) 個別支援計画との関係	●サービス提供事業所が個別支援計画を作成する上で、支援の方向性やサービス内容を定める際の基礎情報となることを意識して分かりやすく記載されているか。(抽象的で誰にでも当てはまるような内容になっていないか) ●サービス提供事業所が個別支援計画作成の参考になる情報や事業所に対するメッセージが記載されているか。(単なるサービス内容だけでなく、具体的な支援のポイント等が分かりやすく記載されているか)	1-①～⑬ 3-①②③④⑤⑨			
(4) サービス提供事業所の情報把握	●サービス提供の内容、頻度、支援者としての意見等について、サービス提供事業所から聞き取り、記載されているか。	3-①②③④⑤⑨			
(5) 地域資源情報の把握	●地域の社会資源を把握し、必要に応じて自立支援協議会、地域関係の中で連携可能な近隣住民や関係者等から意見を聞き取り、記載されているか。	1-⑨⑩⑬ 2-②③ 3-②⑤⑨ 4-②③			
4 ニーズに基づく支援の視点					
(1) 本人のニーズ	●本人の意向、希望する生活が具体的、かつ、的確に把握され、「～したい」「～りたい」等、本人の言葉として表現され、記載されているか。 ●本人が優先的に解決したいと思う課題や取り組みたいという意欲的な課題から優先する等、本人の意向を十分汲み取って記載されているか。 ●本人の意向を汲み取ることが難しい場合、家族や支援者から十分な聞き取りをした結果が記載されているか。	1-①④⑤⑥⑩ 5-④			
(2) 家族の意向	●家族の意向を具体的に的確に把握し、記載されているか。 ●本人の意向と明確に区別し、誰の意向かが分かるように明示して記載されているか。	1-①⑥⑬ 5-⑤			
(3) 優先順位	●本人が意欲を持ってすぐに取り組める課題、緊急である課題、本人の動機付けとなる課題、すぐに効果が見込まれる課題、悪循環を作りだす原因となっている課題、医師等の専門職からの課題等を関連付け、緊急性、重要性を考慮して、まず取り組むべき事項から適切に優先順位がつけられているか。	1-②③④⑤⑥⑩			
(4) 項目間の整合性	●本人のニーズを踏まえて作成された計画について、サービス、役割、評価時期などの項目は整合性が取れているか。	1-⑤～⑬			
(5) 相談支援専門員の総合的判断	●相談支援専門員の専門職としての総合的判断(見立て)と本人の意向、ニーズが一致した記載となっているか。一致しない場合、その調整方法も記載されているか。 ●本人の要望だけが記載されていたり、支援者側からの一方的な提案だけになっているといった、専門職としての判断のない記載となっているか。	1-①～⑦⑪ 2-④ 5-④⑤			
5 中立・公平性の視点					
(1) サービス提供法人の偏り	●サービス提供法人が特定の法人(特に相談支援事業所の運営法人)に偏っていないか。偏っている場合、その理由が明確にされているか。	1-⑨⑩⑬ 2-①③			
(2) 本人ニーズとの比較	●本人ニーズや生活実態に合わせた適正な計画となっているか。サービスが過大、過小な計画になっていないか。	1-①～⑥⑨⑩⑫ 2-③④ 5-④⑤			
(3) 同じような障害者との比較	●同じような障害者、同じようなサービスを必要とする障害者と比較して、過大、過小な計画になっていないか。なっている場合にそう言った合理的理由を明確に記載しているか。	1-⑦～⑬ 2-①③			
(4) 地域資源との比較	●本人ニーズに基づいた地域支援の活用であることがきちんと説明できているか。 ●選択できる地域資源があるにも関わらず、既存のサービス提供事業所での継続利用だけの計画になっていないか。	1-⑨⑩ 5-⑦			
(5) 支給決定基準の参照	●行政の支給決定基準に合わせた機動的な計画になっていないか。	1-⑥⑦⑧⑨⑩ 2-①③			
6 生活の質の向上の視点					
(1) サービス提供状況	●サービス等利用計画通りにサービスが提供されたか、事業者として本人の生活の変化をどう捉えているかについてサービス提供事業所に聞き取った結果が記載されているか。 ●その聞き取りは「いつ」「誰に」「どのように」実施したかが記載されているか。	3-①～⑨			
(2) 本人の感想・満足度	●本人がサービスの内容や事業所等について満足しているか、不満や改善してほしいことなどはないかについて聞き取った結果が記載されているか。 ●その聞き取りは「いつ」「誰に」「どのように」実施したかが記載されているか。	3-①～⑨			
(3) 支援目標の達成度	●サービス等利用計画通りにサービスが提供され、どの程度まで支援目標で掲げた状態に近づいたかについて検討した結果が記載されているか。 ●その検討は、「いつ」「誰に」「どのように」実施したかが記載されているか。(本人・家族・事業所への聞き取り、個別支援計画の確認、サービス等調整会議の開催等)	3-②③④⑤			
(4) 計画の連続性	●本人ニーズ、関係機関の支援、ライフステージ等に変化がないか確認した結果が記載されているか。 ●未達成の支援目標、新たな課題への対応について検討し、必要に応じて計画の変更を行った結果の概要が記載されているか。(計画変更した場合は変更理由、具体的なサービス種類・量・週間計画の変更内容。変更しなかった場合はその理由) ●上記の確認・検討は、「いつ」「誰に」「どのように」実施したかが記載されているか。(本人・家族・事業所への聞き取り、個別支援計画の確認、サービス等調整会議の開催等)	3-①～⑨ 4-①②③④			
(5) 全体の状況	●モニタリング会議での総合的判断を反映し、全体の状況を的確に把握した上で、今後の方向性が記載されているか。	3-①⑥⑦⑧ 4-①④			

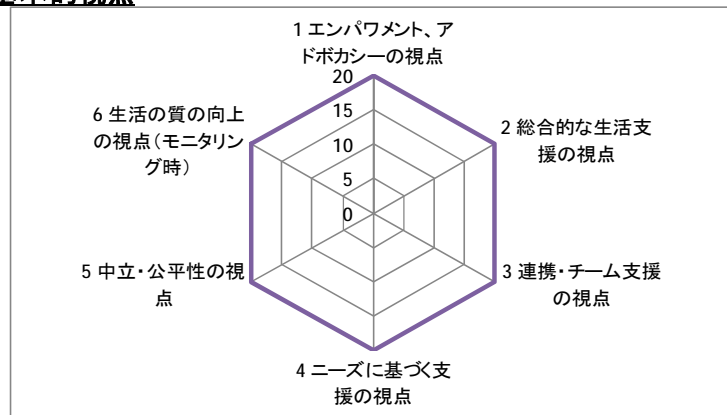
日本相談支援専門員協会作成『サービス等利用計画評価サポートブック』掲載「サービス等利用計画評価チェックシート」を一部改編

サービス等利用計画評価表

利用者氏名: 0
 計画作成者: 0
 チェック機関: 泉佐野市・田尻町基幹相談支援センター あいと
 評価日: 0

	満点	チェック結果
1 エンパワメント、アドボカシーの視点	20	0.00
2 総合的な生活支援の視点	20	0.00
3 連携・チーム支援の視点	20	0.00
4 ニーズに基づく支援の視点	20	0.00
5 中立・公平性の視点	20	0.00
6 生活の質の向上の視点(モニタリング時)	20	0.00
合計	120	0.00

基本的視点



備考

日本相談支援専門員協会作成『サービス等利用計画評価サポートブック』掲載「サービス等利用計画評価チェックシート」を一部改編

③平成 28 年度泉佐野市・田尻町自立支援協議会企画書

平成28年度 泉佐野市・田尻町自立支援協議会（わ∞ねっと）企画書

企 画 名	ケアマネジメント部会の運営
行政計画上の位置付け	
いすみさのあいあいプラン（第3次泉佐野市障害者計画・第4期泉佐野市障害福祉計画）	
基本目標	1 障害のある人の主体性を尊重し、いきいきと活動するための支援に取り組みます
分野	(1) 相談支援・ネットワークの構築
分野の方向性	⑦ サービスの質の確保・向上
具体的施策	3 本人を中心としたサービス等利用計画作成によるケアマネジメントの推進
1-(1)-(1)-3	
田尻町障害者計画及び第4期田尻町障害福祉計画	
施策展開の基本方向	(3) 生活支援 の充実
中 分 類	(1) 相談支援と権利擁護の推進
小 分 類	② 相談支援体制づくり
的企画・趣の旨目	○障害福祉サービスの利用において、本人の意向に添った本人中心プランを提供する。 ○本人のニーズを的確に踏まえてサービスが提供される障害相談支援体制を構築する。
現 状	○平成26年度からケアマネジメント部会が立ち上がっている。 ○ケアマネジメント部会を毎月開催している。 ○サービス等利用計画作成に必要な相談支援専門員確保に努めている。 ○相談支援専門員のスキル向上を図るため、研修会を開催している。
長期目標	（障害者計画及び障害福祉計画における計画期間中の目標） ○一般相談、特定相談支援員が確保されて本人中心のサービス等利用計画が作成される。 ○相談支援専門員のスキル向上や横の連携強化を図られる。 ○自立支援協議会ケアマネジメント部会が相談支援専門員中心となり定期的に開催される。
到達目標	（当該年度中の目標） ○調整会議で新規ケース等の調整を行い、サービス等利用計画作成が効率よく進む。 ○専門性と資質の向上を目指す。
実施項目	（到達目標を達成するための具体的なアクション） ○相談支援従事者初任者研修修了者対象に研修を開催する。 ○毎回部会後にアンケートを実施、次回部会で報告する。 ○調整会議で事業所や相談員の担当状況を確認する。 ○他機関との連携強化を図る。
参画機関	○指定特定相談事業所 ○行政部会担当者 ○子育て支援課 ○基幹
備考	○サービス等利用計画の評価（質の向上にむけて） ○本人中心計画に関する研修

平成28年度 泉佐野市・田尻町自立支援協議会（わ∞ねっと）企画書

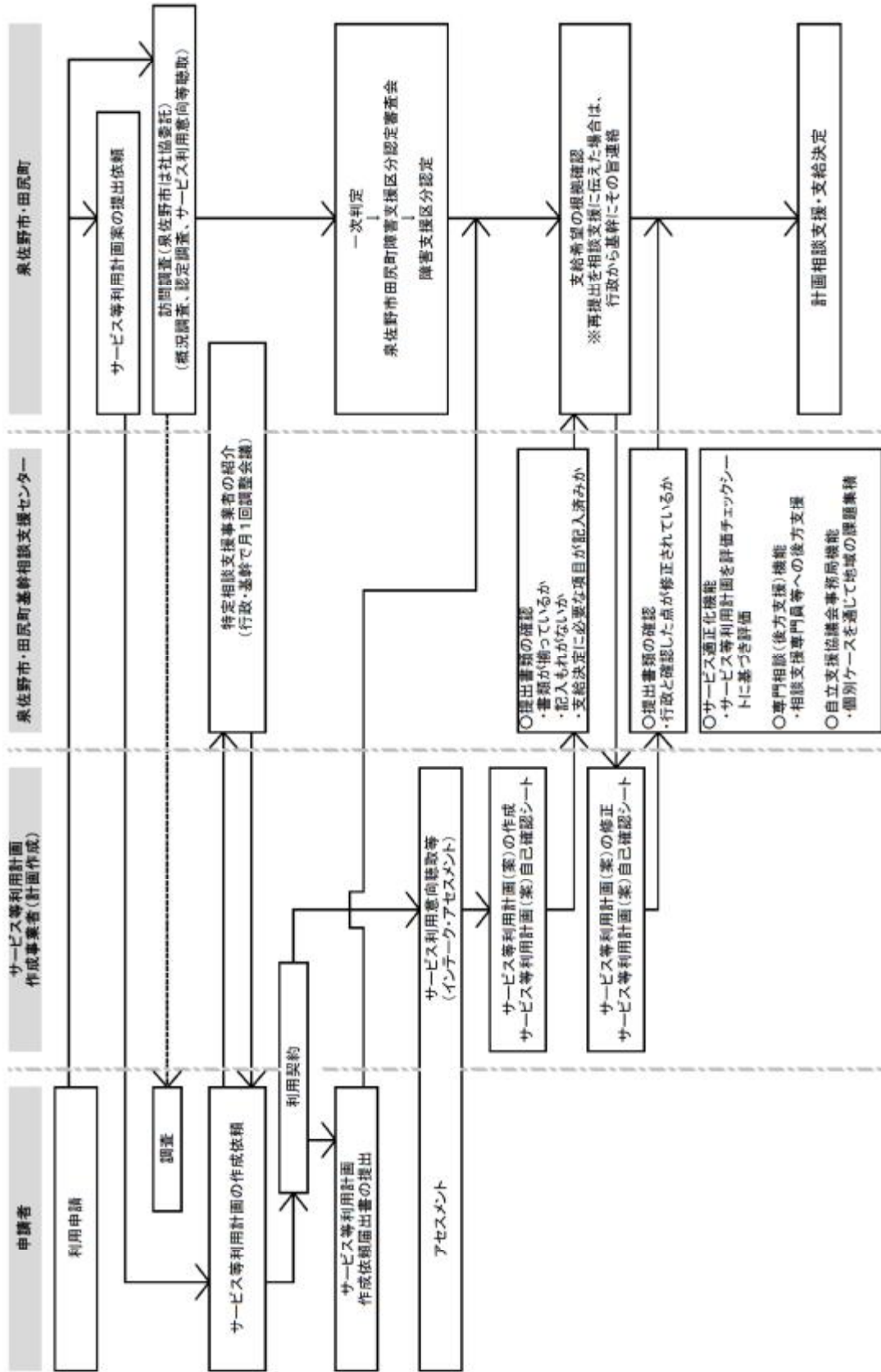
企画名 平成28年度ケアマネジメント部会

	専門部会	定例会	全体会	その他
4月	部会①			初任相談員研修① 初任相談員研修② 講師調整（予定確認・依頼） 調整会議
5月				
6月	部会②			初任相談員研修④ 初任相談員研修⑤ 調整会議
7月				初任相談員研修⑥ 学習会打合せ 調整会議
8月	部会③			調整会議
9月				調整会議
10月	部会④			調整会議
11月				調整会議
12月	部会⑤			調整会議
1月				調整会議
2月				調整会議
3月	部会⑥			調整会議

④平成28年4月からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ

平成27年度3ヶ月マネジメント部会資料

平成28年4月からの泉佐野市・田尻町におけるサービス等利用計画案の流れ



⑤泉佐野市・田尻町における計画相談支援等を推進するための取り組み

平成27年度泉佐野市・田尻町における計画相談支援等を推進するための取り組み

取り組み内容	泉佐野市	田尻町	
計画作成の必要性を元に、各月ごとの計画作成数を相談支援事業者に提示	振分会議	振分会議	毎月1回
計画相談の進め方や事業所への働きかけ	計画相談フロー図を基に 基幹職員が説明		随時
計画相談の進捗状況や事業所の実態把握等についての協議	コア会議	コア会議	アンケート
相談支援専門員に対するフォローアップのための取り組み	個別で随時対応		
特定相談事業所等に業務が集中しない配慮	コア会議	コア会議	毎月1回
計画相談支援等の業務量を分散させる配慮	コア会議 振分会議	コア会議 振分会議	毎月1回
その他	コア会議・振分会議はH27年度のみ		

《相談支援事業所》

泉佐野市内 15か所（23名）	平成26年以前	2カ所（3名）	
	平成26年度指定	4カ所（5名）	
ケアマネ部会参加 上記+熊取町2カ所	平成27年度指定 9カ所（14名） + 既存事業所に1名 追加	4月開所	2カ所（3名）
		7月開所	1カ所（2名）
		8月開所	2カ所（6名）
		9月開所	1カ所（1名）
		H28. 1月開所	2カ所（2名）
		H28. 3月開所	1カ所（1名）

【相談支援事業所との情報共有】

- ・ケアマネ部会を毎月開催し、振分会議の報告及び計画相談の実績報告
- ・コア会議で事業所の対応可能件数を確認する事と、利用者とのマッチング作業
- ・日頃より相談支援員とコミュニケーションを図り、計画作成の立て方について個別対応

【相談支援事業所向け研修】

- ・事業所連絡会で「サービス等利用計画と個別支援計画の整合性」の研修
- ・個別のケース相談に対し、情報提供や課題確認の後方支援

【支援学校進路懇談会に市と基幹で出席】

- ・卒業後、就労支援事業所希望者について希望の確認→市で第一希望調整
- ・コア会議、振分会議で計画担当検討

(4) 高槻市での取り組み

① 自立支援協議会（ケアマネジメント会議）報告書 平成 27 年度の取り組み報告

自立支援協議会

（ケアマネジメント会議）

平成27年度の取り組み報告

平成27年度の取り組み報告

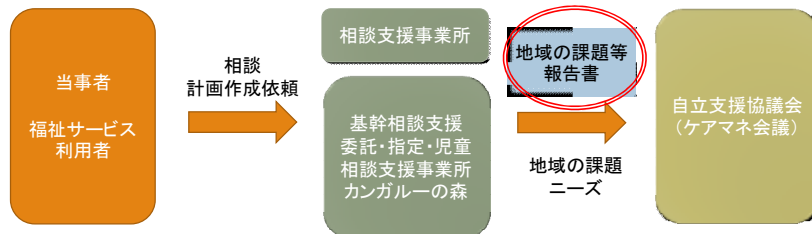
1. 相談員のケアマネジメント会議への参加状況
2. 課題等報告書の整理
3. 2つのプロジェクト ①【子ども】→【成人】引き継ぎ ②【子ども】&【成人】の情報共有・連携
4. 地域生活支援拠点についての意見集約
5. 今後の課題について

1. 相談員のケアマネジメント会議への参加状況 * 別紙① 参照

- | 21事業所（基幹・カンガルー含む）、22名の相談員
- | 全ての事業所が参加
- | 約半数の事業所から課題等報告書の提出があった
- | 課題等報告書は約20件で、2件/月程度。

H26年度の報告資料 ケアマネジメント会議の目的の明確化

- u 個々の課題を地域の課題へ(小さなケアマネから大きなケアマネへ)
- u 地域の課題の収集、整理したものを、運営会議へ！



2. 課題等報告書の整理 * 別紙② 参照

1. 医療的ケアの必要な方の福祉サービスの充実
2. 障害児の通学支援(保護者が何らかの理由でバス停等に送り迎えが出来ない)
3. 緊急時のショートステイの受け入れ(緊急時にショートステイを依頼するも断られることが多い)
4. 知的障害、発達障害のある親の支援
5. 精神障害者の社会的入院、長期入院患者(精神障害者)の生活の場の確保

3. 2つのプロジェクト ①【子ども】→【成人】引き継ぎ ②【子ども】&【成人】情報共有・連携

① 【子ども】→【成人】引き継ぎ

リーダー: 聖ヨハネ、wish、あんだんて、らいと

計画相談の引き継ぎ方法、支援学校との情報共有、卒業後の手続き(申請)等の情報共有

② 【子ども】&【成人】情報共有・連携

リーダー: スキップ、聖ヨハネ、うの花、チェリーハート

研修会の開催(12月、1月)、制度説明会の開催(2月)

4. 地域生活支援拠点についての意見集約

平成27年12月、平成28年1月のケアマネジメント会議にて、地域生活支援拠点についての意見集約を行った。

- ① 緊急時のショートステイの受け入れ(24時間、365日、乳幼児、医療的ケア、強度行動障害、精神障害等)
- ② 自立に向けての体験グループホーム(精神障害、親元からの自立、地域移行等)
- ③ 発達障害、強度行動障害、高次脳など専門知識をもった相談員、診療所の併設
- ④ 既存の福祉サービス事業所とのネットワーク
- ⑤ 支援員、相談員、専門職員の確保

5. 今後の課題について

1. 相談員のスキルアップ 事例検討を通して、課題を見つける視点を身につける！
2. 課題等報告書の集約、整理 → 地域の課題として表面化する！
3. 地域の課題への取り組み → 相談員のネットワーク化 相談員として出来る事とは・・・

◆おわりに

本部会では、相談支援の質の向上に資するため、サービス等利用計画を地域で評価するための視点の抽出、しくみを検討してきました。

今回作成した「大阪府サービス等利用計画サポートツール」を通じて、相談支援の充実のためにどのような計画を作成すべきか、どういった点に留意すべきかについて理解を深めていただき、実際に確認ポイントや記載例等を活用しながら相談支援専門員自身が業務を振り返り、また地域でサービス等利用計画の内容を吟味することにより、利用者本人が自立した地域生活を送るためにサービス等利用計画の質がさらに向上していくことが望まれます。

なお、サポートツールにおける記載例・適切度等については、参考例として選定したものです。作成する計画の記載内容は、個々の利用者本人の意向や資源の状況により異なってきますので、予めご理解のうえ、現場での相談支援業務の一助としていただければ幸いです。

また、紹介しました市町村の取り組みについてもご参照いただき、地域での個別事情も勘案しながら、市町村のみならず自立支援協議会等で多様な取り組みが実施されることを期待します。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせること、ご本人が希望する生活を実現するためには、相談支援に関わるすべての関係者の協力が欠かせません。引き続き、ご尽力いただきますことを切にお願いいたします。

最後に、この報告書の作成にあたり、ご協力いただいた関係者や相談支援事業者の皆様に深く感謝申し上げます。

※相談支援においては、社会資源や行政施策等の情報の収集や活用も求められます。本報告書とともに、国、府、市町村のホームページや『福祉のてびき』（大阪府発行）等を有効にご活用ください。

○平成28年度版『福祉の手引き』ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>

○大阪府相談支援ガイドライン

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/soudanshienguideline.html>

○大阪府相談支援ハンドブック

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/soudanshienhandbook.html>

○日本相談支援専門員協会『サービス等利用計画評価サポートブック』

<http://nsk09.org/pg57.html>

◆大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	職 名	備 考
大谷 悟	大阪体育大学 健康福祉学部健康福祉学科 教授	部会長
姜 博久	特定非営利活動法人障害者自立生活センター スクラム 代表理事	
桐山 和幸	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 主幹兼相談支援係長	
竹之内 綾記	岸和田市 保健福祉部 障害者支援課 相談担当	
辻 和也	社会福祉法人わらしべ会 事務長	
羽室 剛	社会福祉法人ふれあい共生会 地域活動支援センターもくれん管理者	

事務局 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
大阪府障がい者自立相談支援センター

※本報告書とサポートツール（Excel）のデータ及びサポートツールの活用例については、下記のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/supporttool.html>